

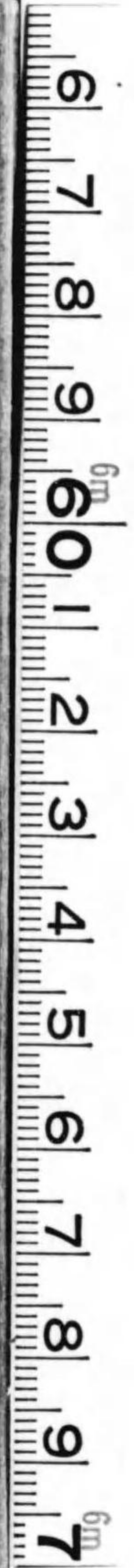
特232

25

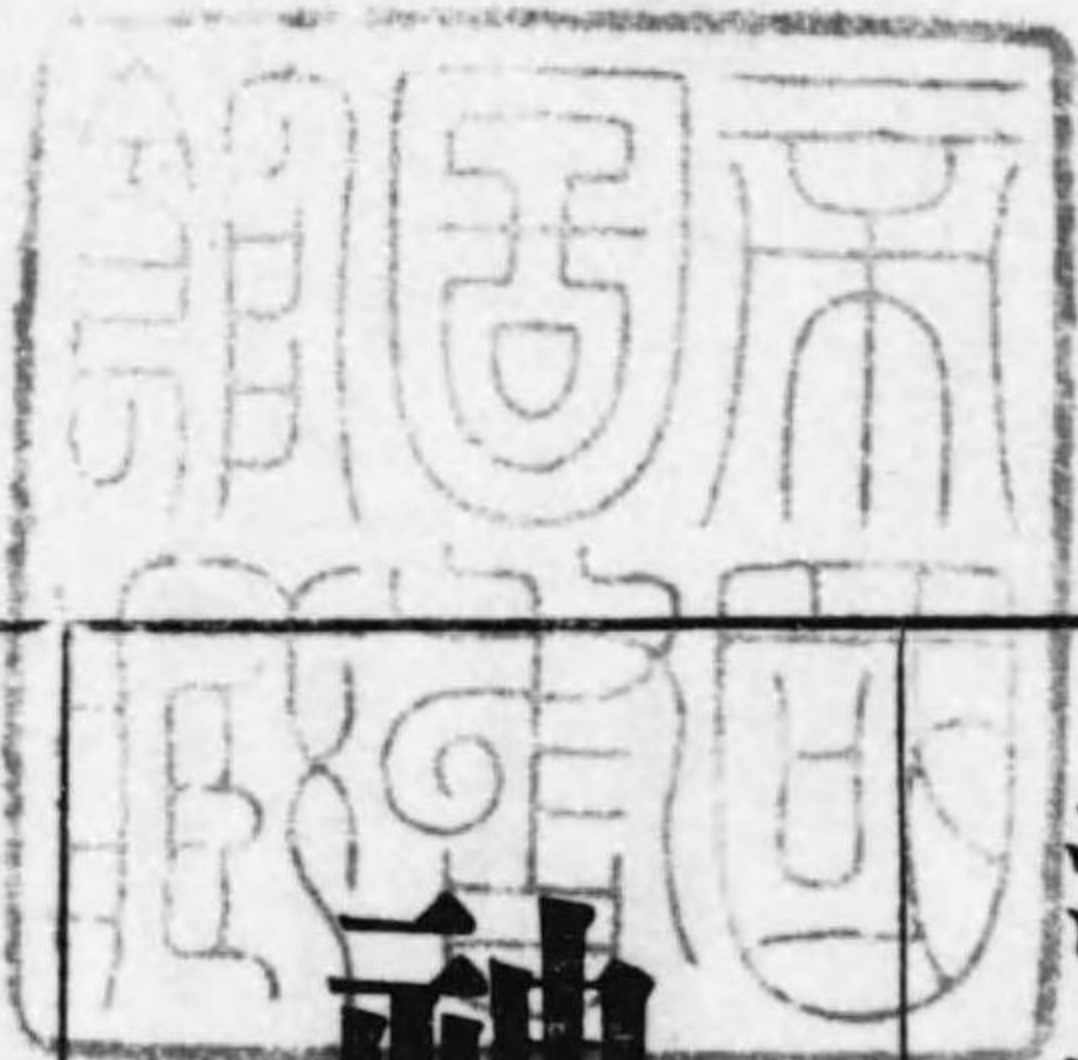
神道大綱

河野三省著

始



特 232
25



河野省三著

神道大綱

東京 白井書店發兌





小序

本書は神道研究叢書の第一編として、神道に對する概觀を示すべき役目を帯びて生れたものである。神道大綱と題すべく、餘りに小冊子である。

格言は短いほど力がある。良書は必ずしも紙数の少きを歎じないであらう。若し著者に十分の用意と簡勁の才筆とさへあらば、此の小冊子に於いて、遺憾なく神道の精神と文化とが説き盡されたであらう。然るに筆者にはそれらの資格が乏しく、反對に遺憾な事情のみが豊かであつた。

本書の起稿を急がれた筆者は、偶々非常の繁忙に際して數日の間に此の稿を

脱しなければならなかつた。而して本叢書の他の十一編に於いて神道の各方面が夫々専門的に書かれるが爲に、出来るだけ重複を避けて、而も各方面に對する入口としての神道論を述べなければならず、又神道の大精神を發揮し、其の研究の案内をも試みなければならぬ。之が筆者の暗示された注文であつた。

本書の後半は全く神道の一方面たる宗教神道——教會神道十三派の説明の爲に提供されてをる。之は他の篇中に述べられない方面である故を以て、特に筆者に望まれた要求である。其の記事は嘗て全國神職會の機關雜誌たる「皇國」——大正十一年十一月から翌年二月まで——に掲載してもらつたものを更に訂正したのである。全然稿を改める資料と時間とが無かつたからである。筆者は

茲に深く「皇國」の好意を謝する。

此の小冊子が學界に寄與する點は固に微々たるものである。然しながら神道に關してかういふ叢書の公にされることは蓋し何人も其の必要と貢獻とを認め、て慶賀するであらう。筆者が其の首編を物すべく引受けたことは誠に光榮であり、欣幸である。従つて此の不十分な小著を世に送る恥しさを慰めるために、筆者は多少親切な注意を拂つたものがある。蓋し此の點に於いて本編は、他力的の意味での研究叢書たり得るであらうと信ずる。

高崎正風翁の歌に「我が道は廣くや神のひらきけむ萬の國の人もゆくべく」といふのがある。黒川眞頼博士も「我が國の道の大みちひろければ踏むとも知

らで人の行くなる」と詠んでをる。さばかり廣大な神道に對する管見に名づけ
て神道大綱といふのは、全く神道研究叢書第一編の使命だからである。筆者は
此の使命に對して出来るだけの親切な注意を惜まなかつたことを信ずる。

大正十四年四月五日

著者しるす

神道大綱 目次

- 一、神道とは何ぞや……………(一)
- 二、神道の研究法……………(二)
 - 神道倫理史の研究——神道哲學史の方面——神道宗教史の方面
 - 神祇史の研究——神社制度史の研究——神社建築史の方面
 - 祭祀禮典史の研究
- 三、神道の本質……………(三)
- 四、神道説の發達……………(四)

即ち此の尊い國體に伴うた忠君愛國の精神であつた。梅田雲濱が詠んだ「君が代を思ふ心の一寸に、我が身ありとも思はざりけり」といふ精神と、伴林光平の歌つた「本是神州清潔民、誤爲佛奴説同塵。如今棄佛佛休怒、本是神州清潔民」といふ氣魄とは、云ふまでもなく幕末志士の信念であつた。斯やうな熱烈な忠愛の精神に、其の温い血を湧かした無數の勤王志士を以て活躍した維新史を讀んで、誰か莊嚴の感に打たれないものがあらうぞ。此の強い信念、この信念を發揮した活動こそ、即ち我が神道なのであつて、明治維新史の一面は又正に神道活躍史ともいふべきものである。

國體の精華は、上皇室の聖徳と下國民の信念との結晶であつて、日本民族が特に日本人として此の世に出現した使命と、我等が世界に誇るに足るべき唯一の光榮は、此の國體の完成である。教育勅語に「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是レ我カ國體の精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ茲に存ス」と仰せられた其の莊重な文辭に接するとき、我等はつくぐと此の悠久な建國と尊嚴な國體とを思つて、満身の喜悅と元氣とを感じざるを得ない。此の教育勅語を通じて活躍してゐ

る偉大なる理想こそ即ち神道なのである。神道がかくの如く、明治天皇によつて宣揚せられたのである。

如何なる山間僻地の小學兒童も國家的慶事の有るごとには、必ず滿腔の赤誠をこめて無邪氣の美聲を揚げて、我が大君の聖壽萬歳を謳ふのである——君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで——たとひ其の苔むす時が來ても、又天女の羽衣に方百里の大石が擦れて消える時が來ても、我が皇御國の天皇の御齡は絶えることは無いのである。神武天皇から數へ奉つても、既に百二十餘代の御代かはりがあらせられても、我が天皇は萬世一系なる天つ日嗣の君として常に御一體の君である。あゝ天地茫茫幾萬歳、この間にこの美しい、嚴かな皇位を中心とした國家は獨り我が日本皇國あるのみである。而して之れ實に天照大神が皇孫に賜はつた神勅に基づくものであつて、此の神聖な豫言が絶えず、かくの如くに實現しつゝあるのである——葦原千五百秋瑞穂國、是吾子孫可レ王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣、寶祚之隆常々與天壤無窮者也——世界に二つとない此の偉大なる豫言、宏遠なる理想が即ち我が神道なのである。

天照大神は皇室の始祖であつて、日本國民の理想、信仰の中心であり、根源である。大神を

御祀り申した伊勢神宮は宮城と共に日本國中、最も神聖尊嚴な處である。日露戦役が目出度終局を告げた時、明治天皇は親しく御參拜遊ばして、報賽の誠を捧げられた。毎年一月四日の政治始の式には、必ず先づ神宮祭主から前年中に於ける神宮の御祭祀の御無事を申上げ、而して天皇は閣員と共に御起立の間に、その奏上を聞召し給ふのである——宮内大臣某奏、神宮祭主申、昨大正……年中、恒例並臨時諸祭典、總無御滯_{ユレ}被_レ遂行_ニ候事。昭和……年一月四日——_上にこの皇室を奉戴してをる日本國民は、又遠い昔からして參宮を以て、少くとも一生一度の國民的義務と信じてゐるのである。此の信仰と崇敬の中心たる大神宮は實に我が國體の中心であり、其の莊嚴なる神林と社殿とは、外國人さへも云ひ知れぬ崇高な感に打たれるのである。之れ即ち神道に外ならぬのである。

皇室の御敬神はひとり伊勢大神宮に止まらない。宮中に在る三殿即ち賢所、皇靈殿、神殿には一年中多くの大祀小祀が最も嚴肅に行はれてゐる。賢所即ち昔の所謂内侍所はやがて宮中の大神宮であつて、昔から宮中の御事を書いた物には、常にその尊嚴と之に對する皇室の御尊崇とを語つてゐる。明治の御代以來、命を受けて外國に赴く文武の官人は此の賢所の參拜を許されるの

である。皇室の御敬神は素より三殿に限らず、更に天下の官國幣社に對しても、常に崇敬の典を擧げられてゐる。此の御敬神は實に皇室が孝敬を致し、國家を重んじ、國民を愛せられる所以の發現であつて、遠い〜神武天皇の御時よりして明らかにその事實が認められるのである。神武天皇の御東遷は幾多の艱難辛苦を伴つてをると共に、同時に又敬虔なる神祇の崇拜に終始してをるのである。爾來我が皇國の歴史は政治と祭祀との結合を語つてをると共に、尊皇と敬神との密接不離なる關係を示しつゝあるのである。之れ即ち云ふまでもなく神道である。

世界に類例の無い神社といふものが現に十二萬ほど存在してゐる。或は山紫水明の地に、或は高山峻嶽の頂に、或は老杉古松の間に、清楚な而も床しい建築によつて千木高く聳えてゐる。朝な夕な森嚴の氣に反響する拍手の音は、皇室の繁榮と國家の隆昌と郷土の平和とを祈る國民の赤誠を告げてゐる。或は皇祖皇宗の靈を齋きまつり、或は國家郷土の功臣偉人を祭り、或は氏族の祖先を祀つた所の、是等の神社はその國民の理想に及ぼす絶大なる靈化によつて、一面に於いて美はしい國民性を形成して來たと共に、一面に於いては我が國體の精華を發揮しつゝあるのである。此の懐しく尊いところのお宮、鎮守様に對する時の日本國民の心持は、たゞ西行法師と同

しく「何ごとのおはしますか知らねども、辱けなさに涙こぼる」といふ三十一文字に盡きて
る。此の涙こそ實に神道である。

六

我が國民性は月雪花によつて代表される自然美と、之によつて形作られた文學を透して窺ふこ
とが出来る。が殊に日本魂なる語によつて無限の説明を聞くことが出来る。日本國民の活動によ
つて造られた日本帝國の歴史はいふまでもなく日本魂の發現したものである。日本魂は本居宣長
が「敷島のやまと心を人間は朝日に匂ふ山ざくら花」と詠じた如く、如何にも優雅であると共
に、又久坂玄瑞が「かくすればかくなるものと知りながらやむに止まれぬ日本だましひ」と歌う
たやうに、いかにも熱烈な一面をも有して居る。而して此の日本魂の價値は、常に國家的生命と
離れない點に存する。たとひ、身は武藏野の草葉の露と消え失せても、君國をおもふ一念は國家
と共に永遠に此の世に残しておかうとする信念が即ち日本魂である。學問をするにも此の精神を
以て一貫する。昔、藤原師兼は「君のため民のためぞと思はずば雪も曇も何かあつめむ」と詠ん
だ。斯くの如き美しく壯んな國民性が取もなほさず神道である。

奈良朝時代の宣命には屢々、明く淨く正しく直き心を以て國家のために奉仕すべきことを仰せ

られてをるが、此の明淨正直の心即ち快活にして眞面目な精神は、我が國民性の眞髓であると思
ふ。明淨正直は即ち清潔を喜び、快活を好み、清廉を重んじ、優雅を尙ぶ思想であつて、道德の
發達にも、國民生活の向上にも極めて重要な素質である。天武天皇の十四年に制定せられた冠位
の名稱は、明淨正直勤務進の八種で、何れも大と廣の二階に分れてをるが、之は晴々した淨い
正しい眞直の誠を以て、勤しみ務める活動を試み、常に追ひ進む修養を怠らない精神を表現した
ものであつて、眞によく我が國民性を發揮してをると同時に、又よく國民の道德的活動の標的を
示したものであると云はねばならぬ。此の明淨正直の誠に根ざす所の生活こそ我が神道である。

數多くの美點を持つてをる我が國民道德の中心は云ふまでもなく忠君愛國と敬神崇祖とであ
る。深厚篤實な敬神崇祖の觀念が生み出した對象は即ち所謂神祇である。今より千二百有餘年の
昔撰定された法典たる大寶令の規定には、神祇官を以て百官の上首に置いた。それから二百餘年
を経て撰ばれた延喜式には其の五十卷の五分の一を割いて、先づ神祇の祭祀に関する細則が擧げ
てある。斯の如きことは畢竟、建國の精神に基き、皇祖皇宗の遺訓に従つての政治であつて、順
德上皇がその「禁秘御抄」に「凡そ禁中の作法、神事を先にし、他事を後にす」と仰せられたのも

七

全く同一精神である。北島親房が「神皇正統記」の劈頭に於いて「大日本は神國なり」と叫んだのは正に國民の聲であつて、又國家の理想である。而して之が實に神道なのである。

『延喜式』の第八卷には總て二十六章の祝詞と一篇の呪文とが收めてある。その最初に見える祈年祭の祝詞の中には、日本帝國の偉大なる使命を語つた一節がある——「伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく、皇大御神の見舞します四方の國は、天の壁立つ極み、國の退立つ限り、青雲の靄く極み、白雲の墜坐向伏す限り、青海原は棹舵干さず、舟の艫の至り留る極み、大海原に舟滿ちつゞけて、陸より往く道は荷の緒縛ひ堅め、磐ね木のね履み裂くみて、馬の爪の至り留る限り長道ひまなく立つゞけて、狭き國は廣く、峻しき國は平けく、遠き國は八十綱打かけて引寄することの如く、皇大御神の寄し奉り給へば、荷前は皇大御神の大前に、横山の如く打積み置きて、残りをば平けく聞しめし、又皇御孫命の御代を足長の御代と堅磐に常磐に齋ひ奉り、茂し御代に幸へまつるが故に、皇吾陸神漏岐神漏彌の命と鶴自物頸根つき抜きて、皇御孫命の宇豆の幣帛を稱へごと竟へまつらくと宣る」——これは最もよく我が國の道德的、平和的統一の理想を表明したものであつて、又實に外來の文明に對する、皇國の主義と國民性とを明かにしたものであると

いふことが出来る。神國を擴張して道德的、文化的に世界を感化統一し、すべての人類を連立つて天照大御神の理想を實現すべく努力することは、即ち日本國民の使命であつて、此の使命を天職とする日本人の國民性は、寛弘な度量と強大な同化力とに富んでをる。随つて外來の文明に對しては、頗る寛容的態度に出るのである。宗教に於いてさへも、孔子教や佛教や基督教を以て神の枝道として遇したのである。光格天皇は、

敷島の和錦においてこそ、からくれなるの色もはえあれ。

と詠まれたが、更に明治天皇は

よきを取り惡しきをすて、外つ國におとらぬ國となすよしもがな。

と詠まれた。その攝取主義、包容主義、これも亦神道である。

明治三十八年五月二十七、八日の日本海海戦は蓋し有史以來最も痛快を極め、而も見事な捷利を博した世界的大海戦である。當時の聯合艦隊司令長官東郷大將の公報には「天佑ト神助トニヨリ、我が聯合艦隊ハ五月二十七八日、敵ノ第一、第三艦隊ト日本海ニ戦ウテ遂ニ殆ド之ヲ撃滅スルコトヲ得タリ」と宣言して、而して徐ろに龍攘虎鬪の活劇を詳述し去つて後に「コノ大戦ニ

於ケル敵ノ兵力、我レト大差アルニアラズ。敵ノ將卒モ亦祖國ノ爲ニ極力奮闘シタルヲ認ム。而モ我が聯合艦隊ガ克ク勝ヲ制シ、前記ノ奇績ヲ收メ得タルモノハ一ニ天皇陛下ノ御稜威ノ致ストコロニシテ固ヨリ人爲ノ能クスベキニアラズ。殊ニ我が軍ノ損失死傷僅少ナリシハ歴代神靈ノ加護ニヨルモノト信仰スルノホカナク、嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戦シタル麾下ノ將卒モ皆コノ成果ヲ見タルニ及ンデ、唯々感激ノ極言フトコロヲ知ラザルモノ、如シ」と結んでゐる。この鞏固な信念と無限の感謝とは、「皇國ノ興廢此ノ一戦ニ在リ各員一層奮勵努力セヨ」と號令した、その覺悟と相待つて、かの奇蹟的勝利を收め得た所以であつて、此の事實の裏に活躍したところの力こそ即ち神道なのである。

明治四十五年の夏、明治天皇の御不例の報が「たび雲上より傳はるや、六千萬の日本國民は老いたるものも、若いものも、佛教徒も基督教徒も、獄裡にやつれた者も、皆赤誠をこめて其の御平癒を祈り奉つた。其の熱烈な赤子の情は、互に感極まつて泣かされる程であつた。不幸の極み其の御登遐を見奉るに至つて、我が國民は世界の人と共に、今更のやうに其の偉大なる御人格に驚歎した。其の悲しみの極、至誠の人乃木大將は夫人と共に御後を慕うて自刃してしまつた。而

して世の人は其の崇高なる人格と死によつて、限らない敬虔の念を抱かざるを得なかつた。英國政府をして世界人類の範鑑として其の死を弔せしめた大將は眞に偉大であると云はなければならぬ。此の偉人をして斯くまで御跡を慕はしめた明治天皇は眞に曠世の英主であらせられる。天皇の御事蹟と大將の純忠至誠とば即ち正しく神道である。

以上舉げて來たところの多くの例證によつて判斷すれば、神道は即ち我が日本民族の傳統的信念である。従つて我が國に發達した國民道德の根柢は此の神道に他ならない。それ故、神道を主として倫理的に觀るならば、皇室と日本民族との祖神によつて實現し擴張せられたところの敬神崇祖、忠君愛國の精神を根幹とするところの國民道德である。それを中心とし基礎として陶冶され發揮されつゝある國民性と、其の發して形成つたところの國史の成跡とは即ち神道の具體化である。

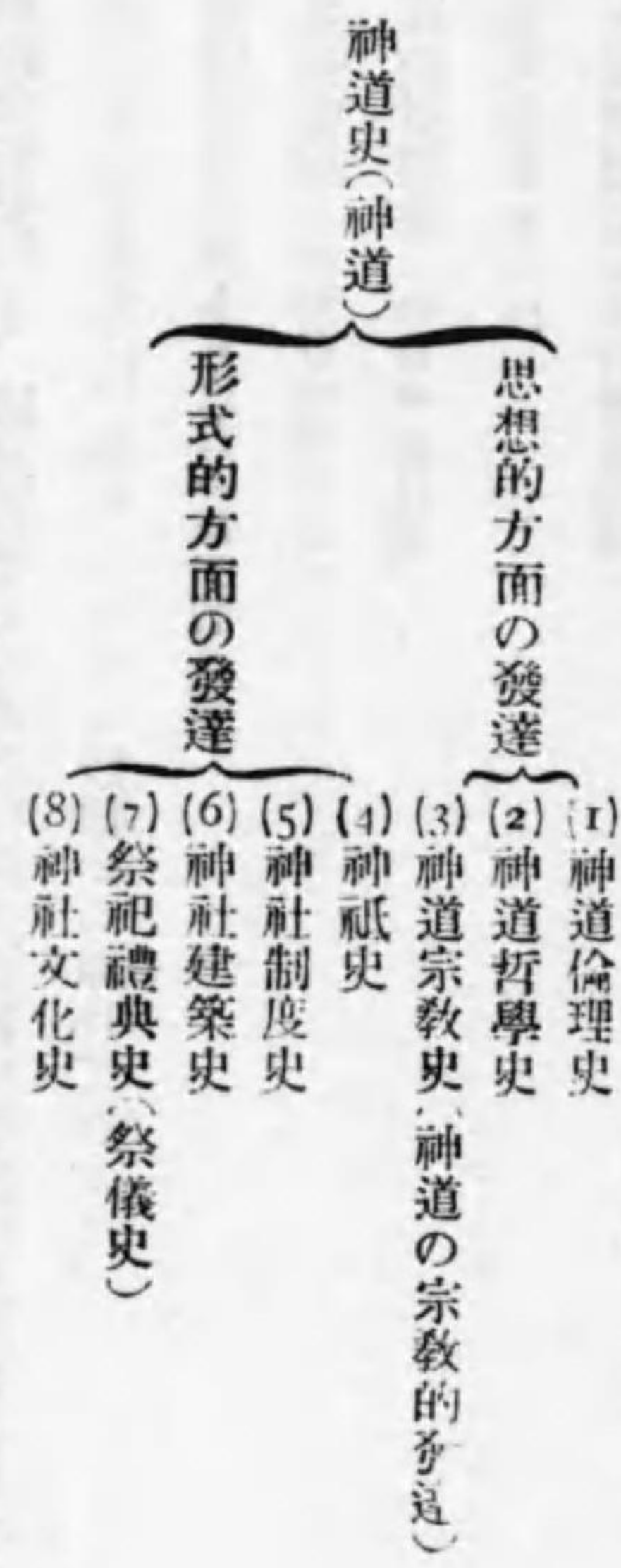
二 神道の研究法

神道研究の方法を明かにすることは、又神道そのもの性質を語る所以である。由來、我が國

は常に立國の精神に據つて活動し、發達して來たのであるから、我が國發展の歴史即ち日本帝國史はやがて又神道發達史だともいへる。立國の精神と之を概弘する努力とは即ち神道だからである。此の意味に於ける神道史の研究は決して怠られてはゐない。否すべての日本帝國史は、皆この國家的精神たる神道の活動を説明してをるものだといふべきである。従つてさういふ方面の研究方法は、殊更こゝに之を説く必要はない。

所が其の所謂國家的精神か、具體的な特殊の神道といふ、一種の思想的形式を以て發達し變遷して來た迹を研究するには、自ら別個の方法に依らねばならぬのである。仍て神道といふ一種の精神活動が、どんな形を取つて現はれてをるかを見ると、神道は先づ國家的道德として國民の思想を支配して來てをる。従つて倫理的及び哲學的の發達を遂げてをる。次に神祇崇敬、靈魂信仰、民間信仰などの形をとつて宗教的發達をなしてをる。次に神道はその重要な具體的表現として神社を有し、之に伴つて祭祀を要する。従つて神社の内容たる神祇と其の形式たる建築の發達や、一國一地方の風俗と密接な關係を有する祭祀の變遷等もまた神道發達の一側面である。次に又神道は古來祭政一致の一側面として發達し、現在といへども尙、神事は政治上にも重要な位

置を占めてをるから、制度としての歴史も亦重視しなければならぬ一側面である。この他、文學藝術等にも少からぬ關係を有してをる點があつて、その方面の文化的、社會的考察もまた極めて重要である。そこで神道史(若しくは神道一般)は廣くいへば、次に示すやうな各方面を有し、各方面それ々々其の性質に適應する研究方法を要求することになるのである。



神道若しくは神道史には斯やうな諸方面があるのであるが、從來これらの各部門が如何なる程度まで研究されてをるか、試みに是等の各方面に關する著書——主として巷間に得られるもの——を列舉して、自ら研究の方針をも示すやうにしてみよう。

(一) 神道倫理史の研究

神道の倫理は即ち我が國民の根本道徳である。我が國民道徳の根柢である。従つて神道倫理史は即ち日本倫理史であり、國民道徳史である。此の方面の研究は案外に其の進歩がおそく、公にされた著述も至つて乏しい。今その主要な關係から擧げて行かう。

○日本倫理史要(湯本武比古石川岩吉共著)

○國民道徳史論(河野省三著)

○日本國民道徳史(伊藤千眞三著)

この外参考すべきものは

○日本主義國教論(木村鷹太郎著)

○國民の教養(北原種忠著)

○神道の現代的研究(橋本文壽著)

○我が國體と神道(加藤玄智著)

○神道本義(田中義能著)

○國體要義(石川岩吉著)

○國體講話(植木直一郎著)

○國體論(遠藤隆吉著)

○國民道徳本論——第一卷國性論(亙理章三郎著)

○國民道徳要論(河野省三著)

○國民道徳原論(山田孝雄著)

○日本國民道徳(村上辰午郎著)

○日本國道論(日本倫理と改題す)(有馬祐政著)

○日本倫理思想の系統(補永茂助著)

○國民性十論(芳賀矢一著)

尙、徳川時代に溯つて、本居宣長の『直日靈』なほひのみかた平田篤胤の『玉だすき』などといふやうに數へ擧げると際限もなく、又本論の目的でないから、専ら、現代に於ける研究の状況を明かにし、又その參考となることを主眼として、比較的新しい著書を示すに止める。

(一) 神道哲學史の方面

神道の哲學的發達の方面に関する研究や、哲學的觀察を基礎とした研究を窺はうとならば、先づ是等を舉げておかう。

- 本居宣長之哲學 (田中義能著)
- 平田篤胤之哲學 (同上)
- 神道哲學精義 (同上)
- 古神道大義——正編、續編一、二 (寛克彦著)
- 古神道講話 (同著)
- 國家之研究 (同上)
- 神ながらの道 (同著)
- 日本古典論 (西川玉壺著)
- 日本民族の信仰 (川面凡兒著)
- 社會組織の根本原理 (同上)
- 神道哲學神代の思想 (田中治五平著)
- 日本民族の信仰 (同上)

○神道哲學 (小野濤秀著)

- 日本哲學要論 (有馬祐政著)
- 日本の社會 (小林照朗著)
- 日本我 (遠藤隆吉著)
- 哲學大辭書 (同文館編)

神道は元來、事實を重んずるもので、哲學的要素としての教理に乏しいから、倫理的方面と宗教的方面との研究が自ら哲學的研究の範圍を蔽ふ傾向を持つてをる。従つて純粹な意味に於ての哲學的發達は、我が國一般の學風と同様、極めて後世に在るのである。併ら『神代卷』と『中臣祓』とは既に鎌倉、室町の時代から哲學的の思索を以て研究し尊重されたものであつて、佛敎を除いては、神道の哲學的發達は可なり古いといはれるのである。

(二) 神道宗教史の方面

此の方面の研究は近時著しく發達し、殊に人類學、考古學、宗教學、土俗學等の進歩に伴つて漸次その根本的、學術的研究が公にされるやうになつて來たのである。

- 神道發達史（足立栗園著）
- 日本宗教史（土屋詮教著）
- 神道沿革史論（清原貞雄著）
- 神道起原論（津田敬武著）
- 神代史と宗教思想の發達（同上）
- 神代史の研究（津田左右吉著）
- 神道の宗教學的新研究（加藤玄智著）
- 神社對宗教（同博士編）
- 神社と宗教（安原清輔著）
- 古神道大義（寛克彦著）
- 大日本神祇史（佐伯有義著）
- 社會德育及教化の研究（足立栗園著）
- アストン日本神道論（補永茂助、芝野六助共譯）

○修訂日本教育史（佐藤誠實著）

○古事類苑——神祇部（神宮司廳編）

外人の神道研究には此の範圍に屬するものが可なりに多い。ノックスの『日本宗教發達論』やハー
 ンの『日本』の如き最もよい方である。また田中博士の『本居宣長之哲學』と『平田篤胤之哲學』同文
 館の『哲學大辭書』、三省堂の『日本百科大辭典』等も参考すべきである。現今行はれてゐる十三派
 の教會神道については、後に之を詳述しよう。

（四）神祇史の研究

神道に於ける信仰崇敬の對象となつてをる神祇かみについて、其の性質、その歴史、並に其の信仰
 上に現はれた諸現象を研究し、又その神祇を奉齋する神社の歴史的意義を明かにすることは、神
 道研究の重要な一面であつて、思想的方面の考察と相待つてをるものである。而して是等の研究
 を目的とした神祇史は、廣い見解を以て考へれば、素より制度、建築、祭祀などの方面をも包括
 し得るのであるが、便宜上それらを別々に獨立し分割して差支がなく、又その必要もあるのであ
 る。

- 神祇史——上代から平安朝まで(宮地直一著)
 - 續神祇史——鎌倉時代(同上)
 - 神祇史綱要(同上)
 - 神祇史の研究(同上)
 - 大日本神祇史(佐伯有義著)
 - 大日本者神國也(丸山正彦著)
 - 日本神祇史(岡泰雄著)
 - 神祇史要 河野省三著
 - 神祇史概要(同著)
- 以上は名の通の神祇史であるが、尙参考すべき研究書を新古取交せて此に示さう。
- 大日本史神祇志(水戸家編)
 - 神祇志料(栗田寛著)
 - 古今神學類聚抄(眞野時綱著)
 - 神史(五弓久文著)

- 神名帳考證(伴信友著)
- 神社彙録(鈴鹿連胤著)
- 神祇全書(皇典講究所編)
- 特選神名牒(内務省編)
- 諸祭神御事歴(埼玉縣神職會編)
- 富山縣神社祭神御事歴(富山縣神職會編)
- 神祇要録(相杜吉次著)
- 神社通覽(足立栗園著)
- 天皇及偉人を祀れる神社(土方久元著)
- 伊勢神宮と神社(鈴木暢幸著)
- 神祇志附考(栗田寛著)
- 明治神社誌料(誠之堂編)
- 大日本神名辭書(同上)
- 古事類苑——神祇部(神宮司廳編)
- 神祇辭典(山川鶴市著)

○神祇に関する問答五百題（賀茂百樹著）

○お宮物語（巖谷小波著）

○神まうで（鐵道省編）

（五）神祇制度史の研究

神社制度の歴史は神祇史の一部分であるから、過去に溯つての研究は、一わたり前項の範圍でも明かであるが、此の方面では現代の神社行政法まで立入る心要があるからして、寧ろ分立して他の諸制度殊に宗教に関する制度と比較して攻究する必要と興味とが可なりが多いのである。尤も此の方面の史的研究については、とにかく、今日の所では前述の宮地、佐伯、丸山諸氏の著述による他はない。左に研究の資料と参考書を舉げておかう。

令義解、○令集解、○類聚三代格、○延喜式（五十巻中、最初の十巻即ち神祇式は別に校訂刊行した
ものもある）

○儀式、○朝野群載、○江家次第

○神社法講義（中川友次郎著）

○神社行政法講義（宮尾詮、稻村貞文著）

○現行神社法講義（西野雄治著）

○現行神社法規逐條講義（樞杜吉次著）

○神祇令講義（田邊勝哉著）

○祖先祭祀と日本法律（穂積陳重著）

○法律進化論（同上）

○法制史の研究（三浦周行著）

○法制論纂（國學院大學編）

○我國の教育——附録「神社について」（澤柳政太郎著）

○世界宗教制度論（工藤重義著）

（六）神社建築史の方面

神社建築についての研究は、専門の智識を要する事が最も深いだけに、其の結果の見るべきものが極めて稀である。其の書かれた資料も亦甚だ少い。況して建築に伴ふ内外部の附屬物裝飾品

等の細いものに至つては、尙更まとまつた研究が見られない。漸く

○神社建築——皇典講究所養成部講演第二（伊東忠太著）

○神社建築史講話（同上）

○神社建築講義（皇學書院編）

の三つが頼みになる位のものである。此の『講話』は明治三十三年十一月、建築學會通常會で講演された筆記で、其の後『建築學會雜誌』で發表され、つゞいて『神社協會雜誌』にも其の後の研究を連載されたが中途で止められた。尙神社の建築については左の諸書にも參考すべき資料が散見してをる。

○日本建築辭彙（中村達太郎著）

○日本建築史（佐藤佐著）

○日本百科大辭典（三省堂編）

○日本古建築研究の栞（天沼俊一——史林連載）

○神社行政法講義（宮尾、稻村共著）

○神道名目類聚抄（西田以正）

○神職寶鑑（半井眞澄著）

○家屋雜考（澤田名垂著）

○日本美術史講話（黒田鵬心著）

○神社境内の設計（上原敬二著）

なほ『嚴島繪馬鑑』『嚴島圖繪』『東都扁額集』『日光山志』といふやうなものに就いて、工藝美術の方面にまで研究の手を伸ばしたなら、定めし興味深いことであらう。之を更に延長し、それを基礎として神社文化史の方面も開拓される譯であるが、それについての研究は尙極めて不十分でその參考資料も特に類別すべきまでに立至つてゐないから、（八）を除いて、次の（七）に本章の説明を止めておかう。

（七）祭祀禮典史の研究

祭祀は神社の存在と離るべからざるものであつて、神道の形式方面の研究に極めて重要な一面であることは云ふまでもない、祭儀が敬神思想の表現であるによつて、其の人心に及ぼす信仰上の影響は多大なるものがある。されば民間の禮儀風俗等にも其の感化を與へてをり、又その根源

ともなつてをる。殊に皇室の禮典はまた神道の祭祀研究に屬すべき一部分であるが、其の一般社會に及ぼす影響は頗る著大なるものがある。なほ又民間に於ける祭禮風俗の土俗學的研究は神道祭祀の一面として極めて必要になつて居る。是等の方面の研究參考書は可なり廣汎であるから、こゝには其の直接の關係あるものだけを列舉しよう。尤もやゝ廣く新古に亘つての著述に及んでをる。研究上の便利にもなるからである。

- 公事根源（一條兼良著）
- 草偃和言（會澤安著）
- 恒祀事略（矢野玄道著）
- 禮儀類典（徳川光圀編）
- 建武年中行事註解（和田英松著）
- 祭祀の研究——卷二「の」か「より」か（星野輝興著）
- 宮中儀式略（平田久著）
- 祝祭日講話（細川潤次郎著）

- 宮中三殿並祝祭日解説（齋藤惇著）
- 祝祭日要義（河野省著）
- 古事類苑——禮儀部（神宮司廳編）
- 神社祭式（教部省編）
- 祭式教範（青戸波江著）
- 雜祭式要義（平岡好文著）
- 皇室（池邊義象著）
- 皇室と制度典禮（植木直一郎著）
- 即位禮及大嘗祭（三浦周行著）
- 登極令通俗講義（賀茂百樹著）
- 禁祕抄考註（牟田橋泉著）
- 祝詞考（賀茂眞淵著）
- 祝詞講義（鈴木重胤著）
- 祝祭日と習俗（關根正直著）
- 建築故實禮式（東巖著）

- 祝詞作文便覧（道友社編）
- 日本宗教風俗志（加藤熊一郎著）
- 日本風俗志（同上）
- 日本風俗史（藤岡作太郎、平出鑑次郎著）
- 民間風俗年中行事（國書刊行會編）
- 日本歳事史——第一卷京都の部（江馬務著）
- 鎮守の森と盆踊（天野藤男著）

以上、神道の部門とも見られる各方面の研究に關係ある書類を列擧して、現今、神道史が如何なる方面に如何なる程度まで研究されてをるか、鳥瞰圖を示し、併せてその研究の槩をも提供した譯であるが、尙神道の研究上参考すべき著述で漏したのも有るから、更に茲にその書名を連ねておかうと思ふ。

- 天之御中主考（渡邊重石丸著）
- 眞教説源（同上）

- 固本策（同上）
- 神教綱領（近衛忠房撰）
- 大道本義（浦田長民著）
- 神道祭天古俗説辨（宮地殿夫著）
- 近世神佛習合辨（足立栗園著）
- 祭典私攻（栗田寛著）
- 栗里先生雜著（同上）
- 陽春廬雜稿（小中村清矩著）
- 道之槩（久米幹文著）
- 石神問答（柳田國男著）
- 大日本の國典（小野清秀著）
- 古事記及日本書紀の研究（津田左右吉著）
- 日本古代文化（和辻哲郎著）

- 日本文化史——古代（安藤正次著）
- 日本民族思想の發達（津田敬武著）
- 神と神を祭る者との文學（武田祐吉著）
- 比較神話學（高木敏雄著）
- 日本神話傳説の研究（同著）
- 日本古代史と神道との關係（久米邦武著）
- 日本周圍民族の原始宗教（鳥居龍藏著）

三 神道の本質

神道の根本的性質を明かにしようとするれば、先づ其の本質たる國民性について講究しておく必要がある。國民性と云つても出来るだけ其の本質的なもの、根本的なものについて、その特性を考察せねばならない。仍て暫らく余の國民性觀について其の大體を述べておきたいと思ふ。

抑も國民性といふのは、一國民に共通してゐる性情の特質であつて、他國民の有するその傾向

と區別し得られる特色をいふのである。國民性を極めて廣く解釋して、一國民の有してゐる性質趣味、信仰、感情等の心理的要素と、その風俗習慣とを併せて、其の傾向特色を國民性として見てゐるものもある。固より國民性の研究に當つて是等の諸方面の觀察が必要であり、又是等の諸要素の現はれを通して考へる方が國民性の特色は一層明かであるが、甚だ漠然としてゐるとは云へ、寧ろ單純に性情として、其の廣い心理的特色を指して國民性といひたいと思ふのである。

國民性は又民族性と呼んでゐるが、別に此の兩者を區別して、國民性の根本的なもの、若しくは其の本質的なものを民族性と稱し、又その國民生活に現はれた種々の變化發達の姿を國民性と呼んでゐる人も居る。兩者の用語上に必ずしも此の峻別を必要とするのではないが、余は寧ろ此の兩者の區別した使用法を便利として、多くは國民性の根本的なものを民族性と名づけて使用してゐる。

國民性といふことを漠然として取扱ふ場合、或は極めて廣い意味に解釋してゐる人達は、國民性と國民道徳とを合せて單に國民性として見てゐるやうである。即ち國民性とその道徳的活動に進んだ國民精神とを混同して國民性と稱してゐるのである。勿論この兩者は十分にはつきりと

分ち得るものではないが、出来るだけその間に差別を認めて、國民精神若しくは國民道德や風俗習慣の根本となる所の性情の特質をのみ國民性として取扱つてをるものが多い。余も成るべく此の區別を認めて研究する方が學術上に適切であると信ずるものである。

國民性は一國民の特性であるからして、他の多くの國民にも亦それ／＼の特殊な國民性がある。而して彼れと此とを區別し得られる所に、特に一國々民性の存在が認められるのであるからして我が國民性を研究するには、縦に之を各時代々々について觀察すると共に、横に之を他の國々のそれと比較することが必要である。近來各國の教育社會に於いて、一はそれ自身の要求に基き、一は生理學並に心理學の發達に刺戟されて、此の方面の研究が可なり盛んになつて來た。一國の信仰民族の信念を研究するに當つても、之が極めて重要な問題なのである。

國民性と教育問題と深い關係のあるやうに、國民の風俗習慣や民間年中行事といふやうなもの即ち所謂土俗といふものとも亦密接な關係がある。また國民性と國語國文とも興味ある關係が成立つてをる。従つて國民生活と國民性とは固より離すことの出来ない關係を有するものであつて國語教育乃至國史教育上種々の方面について、此の點の注意を拂ひつゝ進むといふことが重要な

問題である。殊に古典にはその國民の固有の性情が比較的に鮮明に現はれてをるから、國民性の研究上、古典の價値の多いと同時に、古典の解釋上、國民性についての智識が最も大切であることは勿論である。而して古典の中に國民祖先の民族精神を見出さうとする時に、最もその必要を感ずるのである。

國民性といふものは、國民の性情が其の國家の種々の事情によつて陶冶されて發達し變化するものであるからして、其の先天的な本質は民族的遺傳ともいふべきものであつて、之に作用する後天的な要素としては、氣候山水風土の如き地理的環境を始めとして、諸般の社會的事情、生活の状態、歴史等がある。従つて一國の國民性の生成發達、特質を精細に研究するには、是等の諸種の要件を調査しなければならぬ。而して國民性は是等の諸要素を待つて形成されると同時に、又是等の諸要素と共に國民道德の成立にも深い關係を持つてをるのである。國民性が一般に國民道德の基礎となる如くに、國民性の根本的なものは即ち神道の基礎となるのであつて、國民性と神道と國民道德とは密接不離の關係を有するのである。

國民性は同一民族の間に在つても、時代によつて少からず變化し、地方によつても亦幾分その

特色を異にするものである。殊に歴史的に之を縦に觀察する時には、社會事情の異なるに伴つて常に多少の變化を示してをる。即ち國民性は時代によつて其の現はれ方を異にし、變化を示すものである。而もその時代的變化、乃至地方的差異のあるに拘らず、一民族の國民性には其の根柢に常に同一の民族性が流れてをる。即ち種々の國民性の底に潜んでをる所の中核となるものが存在してゐる。言ひ換へれば、國民性には其の中心とも見るべき本質と、其の本質が社會事情若しくは時代的相異に應じて種々に現はれる形相とかある。即ち國民性には比較的變化しがたい根本的のもの、比較的變化し易い表面的のものと、この二方面があるといへる。余は前者を普遍的國民性と名づけ、後者を特殊的國民性と呼んでをる。普遍的國民性は即ち根本的な國民性であつて民族性と稱せらるべきものである。而して我が國に在つてはそれが實に神道の本質を成すものである。神道の本領は正に此から發揮されねばならぬ。

我が普遍的國民性——民族性については、余は統一性、永遠性、純真性の三方面より觀察することが、其の民族性の眞髓を理解するに最も妥當であるやうに思ふのである。今之について簡単に説明するならば、統一性といふのは、組織を愛する精神である。共同團結を求めらる心である。

他の力を取つて己れの力の中に活かし、私の性質の中に他を同化しようとする力である。我が古典に現はれた神話が一切のもの、天照大御神の神徳即ち皇室の御稜威に融合歸一して行く筋を以て其の大精神とし、我が日本民族が古來、多くの異人種と、他邦の文明とを取入れて固有の文化を創造して來たのも、我が衣食住に關する習慣や美術に對する趣味に、一種のまとまりといふことを愛する風のあるのも、又その道德的本質に没我的、公共的精神の存在が認められるのも、皆この統一性の力の現はれとして解釋することが出来る。

次に永遠性といふのは無限に生きんとする欲求である。天地と同化し、大自然の懷の中に抱かれてゐるやうな氣分である。強い祖孫相續の精神であり、又己れを過去と未來とに結付けて、地上の永い生活を思念する情感である。天地と共に窮まり無く皇室に奉仕し、常磐堅磐に國家と共に榮えようとする民族的衝動も、祖先の靈の繼續として、我が家の彌遠長く子々孫々に續いて行くことを祈る國民的情感も、此の永遠性の現はれである。又國民みな「君が代」の國歌に千代八千代の聖壽を祝し、古人が「御民われ生けるしあり天地の榮ゆる時に會へらくおもへば」と詠んで其の心の底の慾求を満足したのも、やはり此の永遠性の深さを語るものである。天壤無窮の

神勅が日本國家の信念である如くに、永遠性は日本民族の本能である。

また純眞性といふのは美しい、心の有のままの活動を悦ぶ情感である。晴々として朗かに、偽らない力強い生活を樂しむ性質である。優雅な純な心であり又正直で快活を尙ぶ性情である。従つて其の最も貴ぶ所の道徳は、朝日や櫻花や富士山や琵琶湖に表徴されたやうな、雅びで力強い性質のものを要求する。かの天武朝の冠位の名稱に選ばれた明淨正直勤務進の八字こそ、日本民族の純眞性に根ざした本質的道徳である。明く淨く正しく直き心といふのは、即ち晴々として明るく、少しの穢れも無い清い心であり、又大きく正しく表裏もなく、片よらない眞直な心である。即ちまごころであり、誠である。勤と務は活動の二形式であつて、務は爲すべきことを爲し盡すべきことを盡す所の消極的活動であり、勤は更に力を傾け心を砕いてより餘計に勵む所の積極的活動である。追と進とは修養の二形式であつて、追は一定の所に到り、他に後れまいとして努力する消極的修養であり、進は更に一步を進め時代に先んぜんとする積極的修養である。此の修養を勵みつゝ活動を試みるに當つて最も必要な態度はその心の明淨正直といふことである。明く淨く正しく直き心ものは自ら健全な修養と活動とに出る。此に純眞性の道徳が存在する。明

治天皇が

さしのほる朝日の如くさわやかに

持たまほしきは心なりけり

とお詠み遊ばされたやうに、又本居宣長が「敷島の^{つま}大和ごころを人間は朝日に勾ふ山さくら花」の名歌を残したやうに、日本心は實に自然と健全とを悦ぶ純眞性を以てその本質としてをるものである。

以上述べたやうに、統一性と永遠性と純眞性とは正しく我が國民性の根本的特色と見られるものであつて、それが極めてよく我が古典に現はれてをるのである。而して種々の社會的現象や、各時代の精神生活乃至風俗習慣の上にも現はれてゐるのである。我が神道は我が國體と共に、このやうな民族性を基礎とし本質として發生し且つ成長しつゝあるのである。

神道は我が日本の神の生活原理である。皇祖天照大神を中心とし、その生成化育の徳を發揚す

る所の神々の道である。即ち我が建國の精神であり、又その精神を自覺し、繼承し、闡明し發展させようとする所の信念であり、學說であり、思想運動である。それ故に神道は日本民族の傳統的信念であつて、我は日本人であるといふ眞實の自覺によつて之を反省することが出来るのである。而してその自覺は最もよく忠實なる歴史の智識から生じて来る。之れ其の精神の活動若しくは其の力の發展が純粹なる我が國史の成跡を造つたからである。

神道は我が國家を創造した力であり、我が國民の信念を形成してをる力であるからして、即ち我が國民生活を指導し開展するところの統一原理であるといふことが出来る。それ故に神道の道徳的精神を最もよく具體的に宣明したものは教育勅語であると云ふべきである。かの五條の御誓文も、憲法發布の詔勅も、戊申詔書も、將た國民精神作興の詔書も、皆我が神道の精神を明かにしてをるものである。従つて神道は健全なる國家生活を充實する力であつて、忠君愛國といひ、敬神崇祖といひ、共同一致といひ、若しくは信義といひ、勤儉といひ、同情といひ、或は進取發展といひ、清廉潔白といふやうな道徳的信條は、正しく神道の發揚し訓練し來つた所の我が國民道徳に外ならない。

斯やうな神道の精神を明かにし且つ盛んにしようとして、古來幾多の宗教運動若しくは倫理運動が起つた。所謂歴史的神道と稱せられる多くの神道説が之である。それらについては後に多少之を説く機會があるから茲には其の説明を避けておく。要するに神道は日本人の國民生活の規範であり、祖先以來の傳統的信念であるからして、其の力は即ち歴代の統治方針となり、日本國民の政治となり、道徳となり、文化となり、信仰となつて現はれてをるのである。唯だその木質の力を最も善く發現してをる關係からして、特に我が國體や祭祀や、神社や神道説や、民間信仰を以て神道を代表し、或は往々その一つを以て神道を制限して考へるものもあるのである。併ら神道の根柢が固より君民一體となつて皇祖皇宗の遺訓を紹述し、日本民族の文化を創造し擴張し、純化しつゝ日本國家の發展を圖る所の傳統的信念に在ることは毫も疑ふことが出来ないのである。それ故に神道とは畢竟、日本國家の傳統を重んじ發展を祈る國民精神であつて、我が古典に現はれてをる國家原理と歴史によつて實現せられてをる國民生活とに存する純粹精神の發揚に外ならぬのである。

上に述べたやうに、神道は我々日本民族の傳統的信念であるからして、その基礎は日本人の民

族性に存し、又その發展は日本國家の歴史となつて現はれてをるのである。従つて神道の研究には固より我が國史の全體を明かにすることが必要であるが、其の本質を理解しようと思ふならば日本人の根本的國民性を知るに如くはないのである。我が國民性の根本的特色は統一性、永遠性、純真性の三つであるから、之によつて神道の眞髓を解釋し、更にその本領を明かにすることが出来る。

余は我が民族性から考察して、「神道とは皇室を奉戴し神祇を崇敬して、明淨正直の生活を營みつゝ、日本民族永遠の生命を展開し行く所の國民精神である」と見て、最も適切な定義を下し得たものと信ずる。此の見解は固より我が民族性を基礎としての考察であるが、又一面に於いて、我が國の歴史、特に諸種の歴史的神道によつて示された精神的特色を背景としてをることは勿論である。換言すれば、我が國民性の特質から見ても、又我が國史の事實から見ても、神道の本義が此に存することは、決して疑ひを容れないのである。

歴代の天皇は天照大御神の御盛徳と御理想とを紹述せられ、國民と俱に天業の恢弘に努力し給ひ、國民は皇室を奉戴し、皇謨を翼賛して理想的國家の實現を期するところに、神道の道德的原

理が存することは、教育勅語に於いて最も明白である。而してそれは日本民族の本質的國民性の要求である。近世の神道家大國隆正が「凡べて天照大神化育の神功をたすけ給ふものを神といふなり」(直毘靈補註卷中)というてをるが、斯ういふ意味に於いて、皇國の神祇を奉齋し崇敬するところに、神道に於ける敬神の本義が存する。生成化育は天祖の神徳であり、皇室の統治である。而して又我が民族性の特徴である。従つて敬神の根柢は寶祚の無窮と國家の平和と國民の幸福とを併せ祈るところにその實質がある。それ故に皇室の奉戴と神祇の崇敬とは離る可らざる、否離してはならない所の神道の道德的原理であり、且つ宗教的信念である。

斯やうな神祇の崇敬を以て道德原理とする神道に於いて、神徳の發揚と神性の發揮を敬神の要件とすることは固より當然のことである。然るに神徳の發揚は人力の量に正比例し、神性の發揮は精神の質に正比例するものである。我々日本人の精神の質は明淨正直の至誠を理想とし、人力の量は勤務追進の生活を標準とするのである。約言すれば明淨正直の生活を營むといふことが神道的生活を充實し、發展させる所以である。明淨正直勤務追進の生活は實に日本人としての人格を修養する基礎である。此の生活を離れて、忠實に皇室を奉戴し神祇を崇敬するの途はない。而

して日本民族永遠の生命を開展することは不可能である。神道的國民は常に此の明淨正直の生活を營んで日本民族の根本的國民性たる純真性の要求を満足せしめ、又その發達を圖らねばならぬ。

吾人は斯やうな神道的生活に基く健全なる國民精神を鍛鍊し發揚して、日本民族永遠の生命と活動とを展開しなければならぬ。有ゆる文化を攝取し調和し精鍊して、人類の文明を完成する抱負と、世界の民族を融合し純化して、眞の平和を建設する覺悟とを有しなければならぬ。それには固より益々我が民族性を培養し、日本民族永遠の生命を展開すべく、不斷の努力を怠つてはならぬのである。此の點から見ても、日本人は忠實にその民族性を自覺して、健全なる神道的生活を營むべく反省することが、今日の急務であると云はねばならぬ。

神道が日本人の民族性を基礎としてをる如く、我が國體も亦我が根本的國民性をその根柢とするものである。我が國體の特色については、之を國家の構成上からする分析的觀察によつて講究すれば、第一に萬世一系の主權者に坐しますこと、第二に神聖なる主權者であらせられること、第三に主權者と國民と領土との關係が極めて密接であることの三點を擧げることが出来るのであ

るが、今更にかの民族性の三大特質から考察して、その綜合的特色を一言しておかうと思ふ。乃ち此の民族性を背景として觀た時、「我が國體の本質は國民同心一體となりて天皇を中心として統一せられつゝ、日本民族永遠の活動によつて道徳的國家を建設するに在る」と斷定して差支ないと信ずる。道徳的國家の建設は、素より純真性の發動に基く宗教的、文化的、道徳的な國家の實現であつて、日本民族祖先以來の傳統的理想たる神國の完成に外ならないのである。

四 神道説の發達

神道といふ名稱が國史に現はれたのは『日本書紀』用明天皇紀に「天皇佛法を信じ、神道を尊ぶ」とあるのが其の初見である。次いで孝徳天皇紀にも出てをる。同紀にはまた惟神（かむながら）の語があつて、此に「惟神とは、神道に隨ひて亦自ら神道有るを謂ふ也」と見えてをる（同紀には又別の處にカムナガラの語に隨神或は隨在天神の文字が當てゝある）蓋し惟神も神道も共に敬神の傳統的思想を寫象しようとして用ゐられたもので、用語としてはカムナガラ（惟神）の方が妥當であり、文字としては神道（カミノミチ）の方が體裁がよいと思惟されたものと察せられる。

惟ふに上古、國民の思想を支配した神道的觀念は、天つ神の信仰を中心とし、多數の神々に對する光明と畏敬とに満ちた崇拜を基礎とした祭祀祈禱等に現はれたけれども、まだ一定の宗教的教理を以て、即ち教若しくは道として、上代人の思想行爲を教化指導するものではなかつた。それ故國民の一部には、世相の複雑で且つ變化に富んで來たと共に、自ら此の方面に於ける思想内容の缺陷を意識して來たものと思はれる。而して大陸文明を背景とした佛教といふ一大宗教が渡來してから、いよ／＼其の空漠と撞着とを感じて來たのであらう。此に於いて神道的思想と佛教との調和運動は先づ佛教家と爲政家との間に着手せられた。此の運動は既に奈良朝以前に起つてをるが、更に佛教によつて神道の内容を充實し、或は神道の信仰を攝取して佛教の勢力を扶殖しようとする計畫は、天台宗と眞言宗の傳來によつて、機運が漸く熟し、平安朝の末期に至つて略ほ成就した。その勢力は可なりに強く、遠く明治に至るまで其の影響を及ぼしてをるのである。

神道的思想と佛教信仰との調和は延喜の頃に成立しかゝつた本地垂迹の思想を根柢として、急に發展して來た。かくてその調和融合によつて成立した神道説は天台宗の教理を本として組織された日吉神道(山王神道、山王一實神道)、眞言宗の教理によつて習合された兩部神道(御流神道

大師流神道)之に似よつた、伊勢外宮の神職度會氏が唱道した度會神道(伊勢神道)の三派である是等は何れも鎌倉時代に興つたものであるが、互に其の起源を古くし、前二者は共に其の教祖の唱へた神道説として信仰せられてをるが、固よりさまで早く成立したものではない。然し天台、眞言の二宗が秘密と修験とを尊重し、其の教祖たる最澄と空海が偉大な人傑であり、その宗派が絶大な勢力を有してゐた等の理由によつて、思想上に最も秘密口傳を大切にしてゐた鎌倉、室町の兩時代を通じて、可なりに深く且つ廣く國民の腦裡に感染したのである。後者も亦鎌倉時代の末期に度會家行の如き人物が出て、其の教理の組織を大成したから、尊い歴史と典籍とに富んでをる伊勢外宮の神道説である關係上、自ら一種の權威を有し、京都には北畠親房の如き信仰者を出すに至つた。

當代の神道説は佛教的臭味が極めて多く、その上に教理が何れも神道的色彩に乏しいやうであるけれども、其等の説く所は、やはり(1)我が國の神國たる所以、(2)我が皇室の神聖なる所以、(3)神祕なる古傳説の説明、(4)神佛信仰の合一(敬神崇佛)、(5)理智的信仰に基く精神修養等に重きをおいたのである。

室町時代に入つて、應仁大亂の後間もなく、即ち人心の動搖最も甚だしかつた時代に、卜部家から吉田兼俱が出て、かの兩部神道を逆に利用して唯一宗源神道を大成した。此の宗源神道（唯一神道、卜部神道、吉田神道）は當代思想界に現はれた最も大きな力であつて、我が神道史上頗る注意すべき現象である。この神道説の特色は(1)従來の神道説が佛主神從（佛本神迹）であるのに對して、神主佛從（神本佛迹）——即ち反本地垂迹説を基礎とせること、(2)神儒佛三教の關係を巧妙に調和し説明し利用してをること、(3)國家的、自主的の精神を發揮せること、(4)哲理的に組織せられた神道説であつて、唯心論的神觀に立脚せること、(5)行事（即ち教相に對する事相）の組織立てること、(6)『唯一神道名法要集』『神道大意』の如き相當の經典を有し、又日本神祇齋場所といふやうな設備を存して、宗教的教權の確立と宣傳の便宜とを有してをること等が其の顯著な點である。是等の結果として、當代から江戸時代にかけて、此の吉田神道は神祇道の行政的權威を獨占し、そこに神職界統一の機運も多少之を見る事が出来た。尙また吉田家では古くから『神代卷』『中臣祓』を尊重して神道哲學の發達に貢獻したのみならず、『三社託宣』『六根清淨祓詞』などを宣傳して、神道信仰の發達にも寄與する所が少くなかつたのである。從來、吉田神道は兼

俱の越權と奸策とから、手きびしい非難を蒙つてをるのであるが、是等の特色や貢獻も亦これを認めなければならぬのである。

神道説は江戸時代に入つて大に刷新され、之までの宗教的、哲學的傾向の外に、倫理的要素が濃厚となり、歴史的色彩も鮮かになつて來たのである。換言すれば、神儒一致、學術的組織、復古的展開といふことが江戸時代神道史の著しい特長である。先づ朱子學の大家たる林羅山は王道即神道の立場から理常心地神道を唱へて、佛敎的神道説を痛罵し、次いで伊勢神道を刷新した度會延伴は穩健な思想と着實な研究によつて儒敎を同化し、唯一神道から出た吉川惟足も儒敎思想と武士道を調和して理學神道を唱へてをる。朱子學者としての權威であつた京都の山崎闇齋は延佳と惟足とに神道を學んだが更に自ら垂加神道を創始して、勤王的精神を鼓吹した。その感化は惟足の神道説と共に江戸並に東北地方にも及んだのであるが、殊にその門人を通して水戸學にも感化を與へたのである。

水戸學は極めて鮮明な神儒一致説であつて、幕末に至つて徳川齊昭、會澤正志齋、藤田東湖の思想には最もよく其の特色が發揮された。斯やうに神儒一致は當代學界の大勢であつたからして

中江藤樹、熊澤蕃山、三輪執齋等の陽明學者にも神道説の見るべきものがある。就中、古學派の泰斗山鹿素行と偉大なる教育家貝原益軒の二人は、其の著書も思想も兩つながら神道史上注目し値ひするものがある。

元祿時代は所謂諸道興隆の時、文藝復興期たると同時に、又神道發展の時期であつた。この前後に出た神道家の主要な人物には、眞野時綱、天野信景、白井宗因、吉見幸和、澁川春海、谷秦山、多田義俊、井澤蟠龍、増穂殘口等がある。此の人たちは大抵、多くの著書を殘してをるが其の研究と鼓吹とが相待つて、此に所謂神學の進歩が著しく目につくやうになつた。而してそれは古文獻の研究、上代思想の復活、自由研究の思潮、國家的觀念の發達、物質的慾望の擡頭といふやうな事情と相合して、國學の回展となり、純神道の復古となつたのである。

國學の興起は本邦思想史上の偉觀である。従つて國學者の唱導した復古神道(純神道)は我が宗教史上から觀ても、倫理史上から觀ても、極めて重要な位置と深甚な意義とを有してをるのである。その復古神道説は荷田春滿之を創唱し、賀茂眞淵之を闡明し、本居宣長之を大成し、平田篤胤更に之を發展させたのであつて、此の師弟相承の四大人がまた幾百千の門人を出したのである。

が、神道の方面に於いては、篤胤の門下に鈴木重胤、佐藤信淵、大國隆正、六人部是香、矢野玄道の如き夫々特色のある人物が輩出したのである。

是等の國學者は我が神道史上、その識見、學才、思想、著書等に於いて、何れも注目し値ひするものがある。今それらの復古神道説の特色について一言するならば、先づ純神道は(1)我が國體の本義を講明し其の精華を發揚することを本領とした。従つて(2)我が皇室の絶對的神聖を宣明した(3)敬神、神觀、國民性を復古した。而して純信仰と情美の力を力説した。(4)古典の神道學上に於ける位置を確定した。(5)國民の自覺と抱負とを喚起した。かやうにして、嘗て佛教から解放されつゝあつた神道説を、更に儒教から超越せしめたのである。換言すれば、我が日本民族の——少くとも古典に現はれた天孫民族の神道的信仰の眞面目を復活し發揮することになつたのである。此の神道の復古はやがて王政の復古を齎すところの一原動力となつたのである。

幕末には時勢の力に促され、若しくはその要求に應じて通俗な神道、或は風變りの神道説も亦少からず出現した。例へば賀茂規清(梅辻飛驒)の烏傳神道、井上正鐵の禊教(唯一神道)、小谷三志の不二孝教、黒住宗忠の黒住教などが其の主要なものである。此の中、禊教と黒住教とは明

治になつて教派神道として發達する。之より先、天文年間に長崎に長谷川角行と稱する者がつた。父の遺志をついで苦行修道の結果、富士講なるものを組織した。之は宗教的形式を以て、其の教を民間に布かうとするものであつて、神道の宗教的（教派的）發達の歴史上、禊教や黒住教などの先驅を爲してをるものと見る事が出来る。

以上明治以前に於ける神道説發達の大略を述べ終つたから、此にその倫理的特色について一言したいと思ふ。前に余が神道に對して下した定義と、以上説いた神道説と、又實際に見る所の神道の習俗とについて考察するならば、神道の倫理的特色が(1)皇室至上の精神を根柢とした忠君愛國、(2)偉人崇拜を背景とした敬神崇祖、(3)情意の尊重から來る明淨快活の思想、(4)共同和樂に充ちた愛郷心に在ることが看取されるのである。是等の信念と情操とは正に神道の精神を構成してをるものであると云はねばならぬ。

五 教派神道

幕末の思想界に出入して、最も目ざましい活動を爲したものは言ふまでもなく復古神道を唱へ、

た國學者であつて、之に次ぐものは日本主義の漢學者である、それ故一たび維新の改革が成ると政治上に神祇官の再興を見ると共に、思想界に於いては、神道的思想の大飛躍を演じ、佛教の排斥は、ひとり其れが之まで神道を侵蝕した範圍の恢復だけに止まることの出来ぬ勢となつたのである。是に於いて神道は復活した。國學者の運動は其の効を奏した。然しながら時勢の趨く所、神道は布教せらるべき道となつて、將に純然たる宗教となるやうな現象を呈するに至つた。

王政復古の業が成ると、朝廷は盛んに祭政一致を標榜して、内治の刷新興起を圖つた。明治元年に、明治天皇は天神地祇の靈に奉告して、所謂五條の御誓文を煥發し給ひ、更に神祇官を設けて行政官廳の外に立たせ、翌年ここに行幸して、天神地祇及び列祖の神靈を祭り、以て皇道復興の聖旨を宣揚せられた。次いで宣教使を置いて新神道即ち所謂大教を宣布せしめ、翌三年正月に至つて、布教の詔を下された。聖旨に曰ふ、

朕恭惟、天神太祖之立、極垂統、列皇相承、繼之述之。祭政一致、億兆同心。治教明于上、風俗美于下。而中世以降、時有三汚隆、道有三顯晦、治教之不洽也久矣。今也天運循環、百度維新。

宜、明三治教、以宣揚惟神大道也。因新命、宣教使、以布教天下。汝群臣衆庶、其體三斯旨。

と。かくて其の十一月になつて、諸藩に宣教掛を置いて、所在に祭政一致の旨を説かしめた。之を以ても、當時の思想界に於ける神道の位置を想見すべきである。

祭政一致は神道の復古を意味する。けれども、徳川幕府中期以來、國學者の熱烈な唱道があつたにも拘らず、久しい歲月の間に亘つて佛教化された神道は、民間に在つては、尙未だ其の外形に於いてさへも、殆ど何等の變化を見ないのであつた。そこで祭政一致の原動力は旺盛として、此の方面に向つて働いて來た。其の運動は即ち廢佛毀釋の聲として、全國到る處に起り、或は佛寺を破壊し、或は佛像を泥土に委して顧みない有様であつた。今や神道の獨立は凄じい勢を以て將にその實を舉げんとしてをる。

明治政府が斷行した神佛分離の事業は、斯やうに猛烈であつたが爲に、佛教家の間には、非常な恐慌を惹起し、政府に迫つて、其の眞意の存する所を質すものがあるやうになつた。

蓋し當時にあつては、佛教の打撃はやがて民間信仰の荒廢である。爲政者にとつては思想上の大問題である。況して外からしては、此の頃丁度、耶蘇教の活潑な運動が開始されようとしてをるではないか。顧みれば、佛教は千有餘年の間、密接に國民の思想と交渉して、其の教理は著し

く日本化し、其の僧侶は學才、勢力共に未だ侮ることの出來ぬものがある。國家革新の後、俄然として其の頭上に鐵槌を下すやうな事は、思想界の危機と云はなければならぬ。是に於いて、政府は民間信仰と密接の關係を有してをる此の佛教徒と、旭日東天の勢ひを負うてをる神道家とを聯合させて、皇道の普及を圖り、由つて以て、國民思想の統一を企てた。

神祇官は四年に神祇省と改まつたが其の翌年、廢されて更に教部省が設置され、神官・僧侶等を教導職として、大教の講説普及に當らしめられた。(此の時設けられた教導職の階級は大教正、權大教正、中教正、權中教正、少教正、權少教正、大講義、權大講義、中講義、權中講義、少講義、權少講義、訓導、權訓導であつて、この名稱は今日も尙、神道各派に多く用ゐられてゐる) 翌六年更に大教院を創立して、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神及び天照大神を鎮祭し、之を芝の増上寺内に置いた。地方には幾多の中小教院を開き、神官僧侶をして、互に門戸の見を去り、同心協力して布教に従事すべしと令した。而して當時、教導職の宣傳すべき、大教の主義は左の三條の教憲によつて示されたのである。

一、敬神愛國の旨を體すべきこと。

- 一、天理人道を明にすべきこと。
 三、皇土を奉戴し朝旨を遵守せしむべきこと。

這般の現象は、明に神道の宗教的成立を意味するものであつて、即ち神道が國教として認められたものと謂ふべきである。これ實に佛敎家に對する致命傷ではないか。之を神道の側から見ても、神佛の聯合的狀態は、甚しく維新當初の豫期に背いたものとして、頗る異様の感なきを得なかつたのである。是に於いてか、兩教は共に再び獨立の運動に着手し、八年敎院の分離に始まり、十七年、教導職の廢されるに至つて漸く其の局を結んだのである。

教導職の廢止は、敢へて神道の非宗教的獨立を意味するものではない。寧ろ神社と神道の區別を明にしたものである。之より先き、政府當路者は頻りに神社の宗教的色彩を拂拭し去らうと勉め、神官をして漸次、布敎の筈から遠からしめ、十五年に至つて、遂に神道各敎會派の特立を許可した。之れ即ち神道の宗教的存在を公認したものであつて、同時に神社と神職とを、宗教の範圍外に特立せしめたものに外ならぬ。

蓋し神道は全く佛敎から離れて以來、その内容、外形兩つながら、日々に非宗教的態度をとつ

て進んで來た。而して其の本來の性質と、將來の維持發展とに顧みて、宗教的臭味を去つて、國民崇敬の中心となり、一國風敎の源泉となるやうにする爲には、神社——廣義に於ける神道の中心——國民の神道的思想の凝固した神社を、所謂宗教の外に超然たらしめ、神職をして世俗の宗教的行爲に遠からしめなければならぬ。之れ當時の思想界に在つて、當局者が信じた方針であつて、其の主義は年と共に明瞭に赴き、神社崇敬の精神は、憲法に制定された信敎自由の規定によつて、其の文字の外に、分明なるに至つた。かくて三十三年、社寺局が分離して、神社局が設置されると共に、宗教として公認された神道は、別に宗教局の所管に移つた。

神道諸敎派の成立は夙く明治の初年に在る。例へば、黒住、修成の兩派は九年に、禊敎は十一年に於いて、既に其の別派相唱を許可された。かくて今日に至るまで、獨立した十三派の多数を見るに至つたのである。

- (1) 神道本局、(2) 大社敎、(3) 扶桑敎、(4) 大成敎、(5) 實行敎、(6) 黒住敎
 (7) 修成派、(8) 神習敎、(9) 御嶽敎、(10) 禊敎、(11) 神理敎、(12) 金光敎、
 (13) 天理敎、

以下、予は是等の諸教派について、大略其の成立と歴史及び現状等を記述しようと思ふ。

1 神道 本局

(成立) 明治十七年八月、教導職が廢されて、教師の任免黜陟を以て、一に管長に委任することとなるや、八年四月、佛教徒と離れて建設された神道事務局の中心を爲して來た一派は、子爵稻葉正邦を推して管長となし、翌年正月、「神道」と稱する獨立の宗教を組織した。

「神道」は明治初年の神道の姿をそのまま繼承したやうなもので、前節に述べた所は、やがて其の成立と歴史の一部を示したものと見ることが出来る。

予は本教の性質と主義と目的とを明かにする爲に、左に少しく其の教規を摘出しよう。

(教旨) 惟神の大道を擴張し、皇國固有の本教を宇内に宣揚することを以て主旨とする。

(教憲) 明治五年、教導職に下された三條の教憲を奉ずる。

(主神) 宮中に齋祀する所の神靈を奉戴する。

天御中主神

高皇產靈神

神皇產靈神

伊邪那岐神

伊邪那美神

天照大御神

須佐之男神

(造化三神)……………銚造化育の宗源、

……………國土經營、生物蕃息の元首、

……………皇室の祖宗、

皇孫命……………萬世一系の天統を紹繼し、億兆臣民を無窮に撫御し給ふ。

大國主神……………幽事を知り給ふ。

天津神八百萬神

國津神八百萬神

……………宇宙の庶物を分掌す。

(典據の圖書) 古事記及び日本書紀。この二典の正義を敷衍したものは其の輔翼とする。

(管長) 本教の由來は上に述べたやうな次第であるからして、別に教祖といふものはない。推

されて初代の管長となつた稻葉正邦子は、もと山城國淀の藩主であつて、幕末、國歩艱難の際に王事に勤勞して其の功が多かつた。維新の後専ら意を神祇の事に傾注し、深く國學四大人の學說を尊信した。晩年箱根の幽境に在つて詠歌繪畫に其の風流心を慰めてゐた時と雖も、心は常に斯道を離れなかつたと云はれる。明治三十一年七月薨去の後、二代子爵稻葉正善、三代子爵本多康穰を経て、大正二年に至つて、子爵長谷信成氏が四代目の管長職に就き、同十四年四月神崎一作氏が五代目の管長となつた。

(布教方法) 本教の主腦機關は即ち本局であつて、東京市麻布區筈町百三十九番地に在る。本教では全國を分つて十二教區とし、本分支局及び教會講社等を設置して、其の教旨の布及を圖つてをる。今これらの布教機關を左に圖示する。



機關雜誌としては「神道」(「明道の改題)がある。壯年神道家を以て組織された神道宣揚會の同人たちの神道説を掲げて意氣を示してをる。又明道團といふのを設置してその教旨を宣傳してをる外に、現今、孤兒院の經營(小樽育成院、廣島修道院)感化院の經營(札幌報恩團)幼兒保護事業(神道徳光教會、神道妙靈教會)警察官巡覽文庫提供(東京市第一教區組合)等々見るべき事業も着手されてをる。

(現勢) 本教はもと天理教、金光教、丸山教會等を管してをつたが、今は前二者は獨立して各々その勢力を振び、後者も相當の信者を有してをる。その他、敬神教會、崇敬教會、大神教會等それ／＼特殊の趣ある多くの教會を統括してをる。現時、教會説教所五百九十箇所、教徒(自家一切の儀式を教規に従つて行ふものを稱する)男女併せて四萬九千三百八人、信徒男女合計百二十四萬五千三百七人と稱する(大正十年末の調査に依る、以下各教についても大體之に同じ)而して全國中で比較的優勢な地方は五畿内、山陰道である。尙海外に於いても布哇と北米に信者があるが、その中でも布哇の各教會と北米の日本人會少年團は稍々勢力がある。

2 大社教

六〇

(成立) 大社教は出雲の杵築町に鎮座してをる大國主神(大己貴命)の神靈即ち官幣大社出雲大社の祭神を信仰の中心としてをる宗教である。大社の創立が遼遠の神代に在ることは、國史を繙かないものでも之を知つてをる。それ故、其の大神に對する國民信仰の篤くあつて。其の由來の久しいことは、茲に詳説する必要もあるまい。

茲にその信仰を鼓吹するために、一團の教派を組織し、纏まつた教理を設けたのは明治九年の事である。その規約の要旨を述べよう。

當教會の教旨は、正直慈善の人相集りて講社を結び、第一我心を正くし、我身を修め、第二我より劣れる者を憫み、神慮に反く者を誨へて善良社中に入らしめ、第三幽顯を貫き、今來を兼ねて。神祐を請け、眞福を全うすべき道を講ずるなり。故に當教會に入る者は、神徳を欽謝崇敬ふにも、必ず先づ愛人の神慮を奉體して、修理固成の自分を全うせん事を思ひ、人倫の至誠を盡すべし。若し唯神恩を貪りて人事を放棄て、己をのみ利して他を顧みざるが如きは、所謂神徳

を褻瀆して、愛人の神慮に悖り、人たる本務を誤りて、教會の主旨に戻る者なれば、宜しく彼我の念を去りて、同胞相憐の情を盡し、修理固成の事業は、獨り自己のみ營むべき爲にあらずして、廣く衆と共に辛福利益を同じくするに在るを思ひて、一視同仁の神慮に悖らず、同胞の信義を缺かざらしむるは、人道の主眼にて、神恩報謝の要務なりと知るべし。故に教會の信徒たる者は、天性稟る所の善念を擴充め、神恩を報じ、顯には人たらむ通義を遂げ、幽には神たらむ榮光を輝かすべし、是れ當教會の主旨にして、信徒の生死不二確守るべき要訣なり。

ついで、十五年五月、神道大社派(後に大社教と改む)と稱して別派獨立の公許を得た。

(管長) 一派の獨立が出來ると同時に、大教正千家尊福がその管長格となり、十七年九月に至つて、始めて大社教管長として公認された。(千家尊福男の事蹟と功績とは世の普く知る所であるから、特に説く必要もないであらう。其の教旨に關する著述としては『國之眞柱』三卷、『出雲大神』教旨大要、『風教百首講義』、『大道要義』、『教會撮要』、『道の一草』各一卷がある)二十一年、男が元老院議官に就任された時、副管長たる金子有卿男と本居豐顯とが代つて事務を執つた。二十三年六月に大教正千家尊愛が二代の管長となり、現今は千家尊有氏がその職に在つて、東京出張

所の千家尊弘氏と力を併せて教旨の普及に努められてをる。凡べて本教の管長は出雲國造の正統を以て、之を世襲する制度である。

(教旨) 十五年設定の教規は十七年に至つて改正されたが、其の主義とする所は、左の三條に約することが出来る。

- 一、大國主神の經國治幽の神意を奉戴遵守する。
- 二、惟神の大道を講明して、斯民の天性を全うする。
- 三、上は皇室國家に報い、下は各自の分を盡す。

而して本教は結婚、誕生、葬祭等の吉凶慶弔に重きを置いて、常にその方面の儀式方法に力を注いでをる。

(主神) 本教は幽冥主宰の大國主神を主神とし、天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神、產土神の五神を併せて奉齋する。

(布教方法) 是等の神々を鎮祭し、又説教を爲し、葬祭を執行するために祠宇を設けてをる。その杵築町に在るのを本祠とし各地に存するのを分祠とする。

教會の事務を執るためには、本祠のある地に大社教本院を置いて之を總轄し、東京には特にその出張所を設け、又各道府縣には大社教分院を設け、別に各小區域に教會所を建て、主として説教を行はしめてをる。

布教と管理との上から全國を二分して、西部は本院之を督し、東部は東京出張所が之を管してをる。出張所は麻布區材木町三十八番地に在る。

布教のためには管長や講師が各地を巡回して、講演によつて神徳の普及、教旨の徹底を圖つてをる。又近くは神道婦人會を設けて、その方面の善導にも着手するやうになつた。機關雜誌としては「幽顯」が毎月出てをる。又別に名古屋市に分教院を主宰してをる千家鐵齋氏が種々のパンフレットを出して自家の神道觀を宣傳してをる。

(現況) 現時、教會説教所の數百八十二箇所、信徒の數男女を合せて三百八十五萬一千二百三十九人と稱してをる。その勢力地は島根縣を中心として山陰、山陽兩道、關東地方及び九州の北部と東北地方の一部である。海外に於いては明治四十三年以來開設した布哇の分院が稍々成功してをる。

3 實行教

(沿革) 實行教の起原は遠く戰國の末にある。初め長谷川角行といふもの、天文年間を以て肥前長崎に生れたが、痛く應仁以降打續いた亂世の悲惨に驚き、衆庶の困苦を歎いて、之を救済しようとして決心し、十八歳家を出て、遍く天下の堂場を巡拜した。かくて富士山に到るや、遂に靈感に打たれ、此の山を以て眞神の所在であると信じ、天地正氣の表象として、一個の教を創唱し、こゝに富士行者の開祖となつたのである。

其の後、第五世伊藤食行(伊勢の人)江戸にあつて、教を弘め、第八世小谷藤行(武藏國鳩ヶ谷の人)之を中興してその教化が漸く擴まつて來た。かくて明治維新のころ第十世柴田花守に至つて不二教の教旨を刷新組織し、ついで其の名を實行教と呼ぶことになつた。

(管長) 喉行靈神柴田花守は文化六年肥前國小城村櫻岡に生れ、神儒佛三道を學んだ。明治十八年六月、教派の獨立すると共に初代の管長となつた。其の著書中『古道或問』『古語拾遺正訓』等は世に行はれてをる。ついで二十三年、八十二歳で歿した後、嗣子禮一第二代の管長となり、忠

實に教旨の實行を圖つた。同氏は明治二十六年八月米國シカゴ市に開かれた世界宗教大會に臨んで令名を博した。三代は現管長柴田孫太郎氏である。同教の管長職は現規定に於いて世襲制度と定まつてをる。

(教旨及び主神) 本教は惟神の大道を宣揚することを以て其の任とし、その方法は専ら實踐躬行を尙んでをる。而して其の信仰の中心を富士山に置くのである。開祖角行靈神の教義と稱するものゝ要旨は、

一、富士山は、天祖參神(造化三神たる天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神)分魂の在所であつて、國家鎮護の靈山である。

二、天下泰平、國土安穩の願意を徹底せしめる爲には、吾人一切の妄念邪心を脱却しなければならぬ。

三、身體の清潔及び肉體的痛苦に耐へる修行は、第二次の目的を達する最大手段である。

四、心靈の修練によつて、神人一體の妙境に到達することが出来る。

五、誠心誠意の慈悲心によつた祈念によつて、諸病を平癒せしめることが出来る。

といふ諸項に存するが、更に前管長が彼の宗教大會で説いた所によると、

抑余が奉ずる實行教といふのは、其の教名に示すやうに、虚飾を去り、空理空論に走らず、専ら實行を旨とし、其の説く所は簡易で、諸人に理解し易く、人の人たる道を實行する一新派であつて、時に應じ世に随つて漸次に改良したものである。我が教の奉ずる所は多神ではない。即ち古事記及び日本紀等に傳へる通り、天地初發の初めに單獨の眞神がある。之を天御中主神と申す（中略）此の一眞神の大元靈が發動して男女の徳性を備へた所の二神に分れ給うた。此を高皇産靈神神皇産靈神と申すのである。此の二神は眞神の川に外ならないのであつて、又一神に歸するものである。之を造化の三神と名け、我が教徒は單に元の父母と稱し奉つてをる。而して我が教は此の主宰神の所在を、我が日本帝國の名山富士山であると信ずる者である。蓋し此の山を以て此の地球の脳髓と認め、世界の神靈は此の脳髓に舍らせ給ふものとする。而して人類は特に此の眞神の分魂を戴いて生れた者であつて、乃ち眞神最愛の子であるから、所謂神隨かむなまというて、眞神の規定のまゝにし、又諸事國鎮たる富士山に則つて、身を修める者とする（中略）我が教の重んずる所は來世に非ずして現世の實行に在るのである云々。

と述べてをる。此の主義よりして、本教の信徒たるものには、次に示す三項の信仰箇條を誓約させる。

- 一、不二山は地球の精神なるを信ずること。
- 二、皇統一系國體無窮を祈ること。
- 三、上下親睦、家業を勵むこと。

それ故、信徒は毎年八月三日登山して眞神に祈禱する。既に八面麗朗の芙蓉峰によつて、其の信仰を體得することを以て本旨とするからして、其の主義の實行的であると同時に、自ら狭く固執する所が少い。

（布教方法）本教一切の教務と事務とを總管する本部を神道實行教本廳と稱し、地方に在る支部を分局と呼んでをる。本廳は東京牛込區東五軒町三十八番地に在る。

又教旨を宣布し、儀式を執行するために、各地に教會所或は説教所を置いてある。

本教が實行を主義とすることは己に述べた通りであるが其の布教は最も力を此に致し、教規中に「教導授産の方法を設け、世の公益を謀る事」の一條を置いて、左の二項を添へてある。

- 一、山海ノ遺利ヲ興シ農漁ノ裨補ヲ謀ル。
- 二、衛生ノ方法ヲ講習シ及ビ行旅ノ便ヲ謀ル。

前管長は嘗て下野に那須川を開き、又その駿河に於ける教徒は貯金法を勵行して、前田正名氏をして其の效果に驚嘆せしめたといふ事である。或は傳ふ、二宮尊徳も初め本教の感化を蒙つたと。

本教でも他と同じく、信徒の請求によつて祈禱禁厭神占を行うてをる。機關雜誌としては、嘗て「惟一」を出してをつたが、その廢刊後、程經て「實行教々報」といふのを毎月一回發行してをる。

(現況) 全國に設置してある教會講社教所の數は百七十三ヶ所で、教徒は男女合せて二千五百十二人、信徒は三十五萬三千三百八十六人ある。其の勢力地として目すべき地方は静岡縣、茨城縣、栃木縣、長崎縣等である。目下、關東州、滿洲、青島、朝鮮、臺灣などにも、若干の教師が布教に従事してをる。

4 扶桑教

(沿革) 扶桑教もまた實行教と同じく、長谷川角行(藤原邦武)を教祖とし、富士山の信仰に基いて起つたものである。五世村上月心の教徒森月行といふ者の時に至つて、稍教義を改めて別立し、藤原食行が之を興行せしめて、布教に盡力した。蓋し角行の教が二派に分れて、一は實行教の源流となり、一は扶桑教の淵源となつたのは、此の頃にあつたやうである。食行の歿後、教權の統理者が無かつた爲に、信徒の歸嚮する所がなく、教義の紊亂を來すに至つた。たまく明治維新に際して、駿河國に宍野半といふ者が起つて、此の頹勢を挽回しようとして、教祖の教理を定め、信徒を糾合して、茲に富士山講社と稱するものを設立した。即ち富嶽信仰の行者を中心として組織したのである。之が明治六年のことである。次いで九年その教義及び組織を改めて扶桑教會と稱し、神道事務局の下に管轄されたが、越えて十五年五月、別派獨立の允許を得て神道扶桑派と稱し、やがて又神道扶桑教と改稱して、宍野半が其の管長となつた。

(管長) 初代の管長宍野半はもと駿河國大宮淺間神社の祠官であつた、本教の統一を成就した後、

十七年五月を以て病歿した。教規によれば、其の嗣子は當然管長職に就き得べき筈であるが、嗣子健丸が當時なほ幼かつたので、神宮教管長であつた田中頼庸がその事務取扱となつて、種々改善する所があつた。かくて二十八年、宍野健丸が第二代の管長となつて久しく信徒の糾合につとめ、目下は藤枝雅之助氏が管長事務取扱となつてをる。

(教旨) 本教の信仰は「世界の名山」たる富士山を中心とし、「最も貴き神」たる富士大神を對照としてをるのであるからして、其の教旨は實行教と同じやうに想像されるけれども、彼の實行的なると違つて、やゝ冥想的な趣がある。今その教規の數條に亘つて、其の主旨を括約すると、次の如くである。

- 一、造化三神の無量無邊の神徳を尊崇し、天地神祇を崇祀する。
- 二、惟神の大道を修め、幽顯の死生を明にする。
- 三、皇國の典禮を修め、神事は歷朝の儀範に則る。

又、その教導職補任の際には、かの「三條の教憲」を授與することになつてをる。

(主神) 本教の主神は、實行教に於けると同様に、天之御中主、高皇產靈、神皇產靈の造化三神

即ち所謂元の父母であつて、更にまた合殿として、天照大御神、月夜見神、彦火邇々杵尊及び木花開耶姬神の四柱を併せ祀る定めである。

(布教方法) 本教では其の主神を鎮祭する所を扶桑教大祠と稱して東京府下荏原郡駒澤村松原に置いてある(初め豊多摩郡澁谷村、ついで、芝區神明町にあつた)教務を總轄するところは大教廳であつて、大祠の境内に設けてある。各地方には教會所、講社を置いて布教に従事してをる。布教事業の主なるものは、左の三項である。

- 一、神事を修め、信徒を教導すること。
- 二、太占及び禁厭、鎮火祭等を執行すること。
- 三、祭祀冠婚喪祭等の諸式を奉行すること。

更にその教規の雜則を探ると、左の二條が見える。

- 一、授産の法を設け、山海の遺利を興し、農漁の裨補を謀る。
- 二、衛生の方法を講習し、及行旅の便益を謀る。

之は曩に實行教の條に於いて、已に其の布教事業の主要なものとして説いた所であつて、彼と

全く同様の條文が此の教派にも存するのは、蓋し教祖藤原角行の遺意として見るべきものであつて、彼が戰國亂離の世に在つて、諸山を巡つてをる中、深く覺る所のあつた、其の精神を知り得べき點である。

(現況) 本教は目下二百六十の教會説教所を有し、男女の教徒が一千八百四十七人、同信徒が十二萬七百十八人である。現今その勢力地として見るべき地方は、富士山を中心として團んだ關東の諸府縣である。

5 大成教

(成立) 大成教は、明治初年の思想界が混沌として統一もなく、民心の歸嚮する所を失うた時に際して生れたものであつて、平山省齋が其の神儒一致の主張に基いて、之が教義を創始し、明治十二年十二月を以て、一派の開立を許されたものである。其の立教の宣言には、
今上皇帝の宸慮を奉戴し、有志と謀り、周孔の微旨と彼(西洋)の窮理實驗と吾人利用厚生の説とを併せ、以て我が皇祖大神の道を補翼し、各國教道の上に伍し、以て我が億兆の生靈をし

て、無上至尊の國體を仰がしめんと欲し云云。

と述べてをる。即ち本教は、道德上、儒教の長所を採り、學術上、泰西の新文明を入れて、以て我が國體の尊嚴と國民の道德を維持し、物質的文明を進めようとするものであつて、其の性質上他の教派に於けるやうな宗教的分子は比較的少いやうである。

(管長) 平山省齋は即ち此の派の教祖であつて、又初代の管長である。同派の所謂始祖管長である。もと徳川幕府の士であつて、國事多端の際に、屢々外臣と折衝し、或は北の方樺太に至り、或は西の方長崎に赴いて貿易の事を商議した。職は外國總奉行に補し、又若年寄に列した。明治元年、朝譴を蒙つて駿府に屏居し、三年正月、赦に遇うて東京に歸つたが、意を官途に斷つて、専ら後進を教授した。深く時勢を憂慮して、國家の發展を企圖し、竟に本教を創設して、日夜、敬神愛國の説を鼓吹した。後に述ぶる所の禊教の再興も亦その力に負ふ所が多いのである。之より先、武藏國一の宮氷川神社の荒廢したのを再興して其の大宮司になつた。二十三年五月、七十六歳で歿し、神宮祭主久邇宮から謚を素山彦弘道命と賜うた。教義に關する著書には「本教眞訣」「併教眞訣」等がある。

その後、二世磯部最信よしゆぶの後、暫く東宮千別、村越鐵善の兩氏が管長事務取扱となつてをり、三世中山信徴のぶちか、四世子爵永井直哉なほちかを経て、井上信鐵のぶかねに及んでをる。本教の管長は學識徳望兼備り、部下教師を統率する材ある信者からして、之を特選する制度である。

(教旨) 本教創立の主旨は、既に述べたやうに惟神の大道を宣揚し、衆庶を善導するに在るが、此の精神に由つて、更に左の七條を定めてをる。

- 一、天神地祇を崇奉し、賢所及び御歴代の皇靈を遙拜す。
- 二、天壤無窮の神勅を奉戴し、國體を恢弘す。
- 三、天叙の彝倫を章明す。
- 四、修道眞法を修し、安心立命の基を定む。
- 五、顯幽を一貫し、死生を洞明す。
- 六、學術を研精し、事業を獎勵す。
- 七、神事禮式は歴朝の儀範に則り之を行ふ。

また教祖は「本教眞訣」に於て、

天理人道を明かにし、諸これを日用彝倫の間に施し、修己治人の大經大法、粲然明白、天下一日も闕く可らざるものは、皇國の神道と、孔聖教とに如くは莫し(原漢文)

と説いてゐる。之で十分に本教趣旨の一斑を知ることが出来よう。教祖は常に芭蕉を歎美し、彼を以て「活眼を開き、神代の眞に遡り、舊習を脱し、眞歌の道を傳ふ。方に始めて安心立命の地を知る(佛教眞訣原漢文)」といひ、また「神代之忠臣、歌道之宗師也」と云つてをる。此の點は後に述べる神理教に於ける俳諧の信仰に相似たるものがあるといへる。

(主神) 本教の齋殿には、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照皇大神、伊邪那岐神、建速素盞男神、大國主神の七柱を奉齋し、また教祖、素山彦弘道命しんやまひこひろみちのみことと、教師信徒の祖靈を配祀してをる。

(布教方法) 本教の教務を統轄する本部を大成教廳たいせうきやうだいと稱し、小石川區原町四十四番地に在る。全國を十二教區に分ち、各地に教會、講社を設け、教師たる者は、必ず彼の三條の教憲に従つて布教することとなつてをる。衆庶の請求に應じて、神占禁厭祈禱を執行することは、他の教派と異ならない。

機關雜誌としては「みそぎ」が出てをつたが、此の頃は休刊してをる。

(現況) 本教は目下二百〇二の教會説教所と男女七萬一千八百九十三人の教徒、同八十四萬九千百十三人の信徒を有してをる。常に修道眞法の修行を宣傳してをるが、其の信仰の多い地方は東京府、神奈川縣、奈良縣、京都府、大阪府、福岡縣等である。

6 御嶽教

(成立) 實行教と扶桑教とが富士山を信仰の中心としてをることは、既に述べたところであるが此の御嶽教は信濃國の御嶽山によつて、其の教の興立を見たものである。御嶽山(土俗オンタケサンと呼んでをるが、教名としてはミタケと稱してをる)は長野縣西筑摩郡に在つて、往昔から信仰のために登山するものが多く、行者などの風習はやはり富士山のやうである。山上には大宮若宮、山宮がある。大宮はもと桶安氣大菩薩と稱せられ、山宮は山頂にありて祭神不明であつたが、明治六年下山應助といふ人が、慶安以來の由緒を調査して、之を國常立命であると斷定し、

遂に立教開派を教部省に請うて、その許可を得たのである。

(管長) 本教管長は二級以上の教師について、現任管長の指名候補者三名の中から、三級以上で教會長たる教師が之を選擧する制であつて、下山應助、鶴雪瓜の二代を経て、明治三十八年の春、神宮嵩壽氏が就任した。氏はもと鄉村社の神職から身を起して宮司となり、ついで此の位置に進んだのである。が、大正十一年末、嗣子鵬壽氏が次の管長となつた、教規は前管長の就任の翌年に至つて大きな變化を來たした。目下は北村清藏氏が事務取扱となつてをる。

(教旨) 本教の主旨は、もと六根清淨を主眼とし、諸山に參詣して、家運の祝福と息災延命とを期するに在つた。前管長が教規を改革した時、先づ普告を發して、左の通り宣言した。

神教ノ大旨ハ惟神ノ至道ニ據リ、奉齋主神ノ神德ヲ發揚シ、尊皇愛國ノ大義ヲ宣明シテ教ヲ布キ、之ヲ小ニシテハ人々ヲシテ天賦ノ稟性ヲ活用シテ、各ソノ本能ヲ完フルコトヲ得セシメ之ヲ大ニシテハ國政ヲ補翼シ、以テ國家ノ康寧ヲ期スルニ在リ。

(主神) 本教では國常立命、大己貴命、少彥名命の三神を奉齋主神として、之を御嶽大神と稱してをる。所謂御嶽大神について、前管長の告諭には下の如く述べてをる。

國常立尊は氣化第一の大神にして、無始無終に存在し給ひ、其の徳又無限なり。蒼穹を包絡し山川を籠罩したる天地間の森羅萬象は我が大神の功德にして、天災地變萬物の榮枯盛衰生殺存亡、是れ大神の御心なり。大神は神山御嶽に其の神靈を憑せ給ふ。誰か大神の大なる、恐しきありがたき、不可思議なる功德を崇敬せざらんや（中略）而して大己貴尊と少彥名尊とは、國常立尊の神意を繼ぎ使命を承けて、同心戮力し、以て國土を經營し、殊に人類を勞はりて醫藥と禁厭との道を開き、而して今日に傳へ玉ひ、又時々御嶽山に出現し玉ひきと傳ふ。

此の國常立尊に對する絶對的信仰は、日本紀の本文に據つたものであることは明かである。右の主齋神の外、宮中所齋の神、天神地祇八百萬神、歴代の皇靈、及び産土神（つぎのちか）を配祀祭神としてをる。

（布教方法） 右の主神を鎮祭する所の神殿は御嶽太祠と稱する。教務を管理する所の機關は御嶽教廳で、東京と大阪とに分置されてある。各府縣を教區廳と定め、東京の教廳は關東十八教區を管し、大阪の教廳は關西二十九教區を督してをる。各教區内に教會、講社をおくことは、他の教派と同様である。東京教廳は東京市神田區小川町四十九番地に在つて、此を御嶽教大本部と呼ん

でをる。

本教では、布教方法の種類を分つて、左の四種としてをる。

一、管長親教 二、宣教使巡教 三、定日說教 四、臨時說教

布教事業としては、說教の外に祈禱、禁厭、神占を行つてをる。之に關しては詳細な規定が設けられてあるが、左に「本教相承諸式細目」なるものを掲げよう。

神事

祭典式、鎮火式、探湯式、鳴動式、鎮魂式、八劔式、神託式、暮目式、鳴絃式、火焚式、昇神式、降神式、祝誕式、冠禮式、婚禮式、葬儀式、靈祭式、灌水式、神舞式、祓除式、昆虫式、疫神式、神秘法、神符法、氣吹法、十種神寶、修道眞法、石笛神託式、神勇音樂式、竈注連祭式、齋戒物忌法、神人感通法、祈禱諸式、禁厭諸式、審神式、木綿禪法、戰勝祭式、神占

天神太占之傳、龜卜法、籤占、筮占、星占、卜占、觀驗、感通、數理、幹枝、觀相、水卜、天源術、淘宮學

以前は祈禱に大祓詞、不動經、般若心經等を交へ用ゐたといふことである。蓋し中古以來の佛教的神道の遺風を存してをつたのである。

(現況) 本教に屬する教會説教所の數は六百十四、信徒は男女合計二百萬七千六百八十二人と稱せられる。其の優勢な地方は主として東部であつて、東京及び長野、埼玉、群馬、神奈川の諸縣であるが、とかく世評があつて、不振の傾向が見えるのは惜しむべきである。

7 修成派

(成立) 幕末の風雲は幾多の勤王家を起し、明治の維新は數多の保守的思想家を動かしたのであつた。此の機運に際會して、内は民心の動搖を憂へ、外は異教の浸來を患へた所の士は、深く國民思想の統一に留意し、之が救済の良策として、國教の復古建設を企てるものが少く無かつた。既に述べた神道本局の稻葉正邦、大社教の千家尊福、大成教の平山省齋の如きは皆その人々である。神道修成派の興立も亦この時代の要求に應じたのであつた。ただ當時是等の神道家の中には、或は宗教の無用を論じて、神道非宗教説を主張するものがあり、又之に反して、宗教としての神道

を建設しなければ、到底、思想界の潮流に乗することは出来ないと確信する者もあつた。

明治初期の神道界は、前にも述べたやうに、勢力あり活氣ある大同團結を成就して、よく思想界の警醒、指導を努め得たけれども、其の内部に在つては、此の二派の論争が漸く激烈となり、黒住教や天理教などのやうな純宗教の形を取つたものは、前者からかなりの壓迫を受けた。修成派の主唱者たる新田邦光は、神道と儒教を調和して、一派を創唱した者であるが、夙に神道の宗教的建設を念として、東奔西走その布教に盡瘁した。かの平山省齋は之と同じく神儒の調和であつたが、當初は寧ろ神道の宗教的成立を好まない側に立ち、新田邦光等と對峙し、時としては、關東に於ける其の根據地に傳道して、互に其の勢力を争つたのであつた。

抑も此の派の成立は、他の教會と少しく其の性質を異にしてゐるので、初め邦光の門人たちを以て之を組織した。後年、御嶽講社が埼玉縣令白根多助の排斥に遭つて、便宜上、一部分がその管轄に歸したものがあつたけれども、今も尙、其の信徒となるものは、門人の形式を踏んで爲るものである。斯くて此の派が修成講社として其の結集の許可を得たのは、明治六年八月三十一日であつて、九年十月二十三日始めて別派獨立して、神道修成派と稱したのである。

(教祖と管長) 修成派の教祖は新田邦光である。もとは竹澤寛三郎と稱し、東洋と號した。文政十二年十二月五日を以て、阿波國美馬郡江原村拜原はらばらに生れた。少壯の時から勤王報國の志が篤く幕末國事多端の際に或は道を説き、或は策を献じて、王事に心を砕いた。明治元年討幕の官軍が東山道を進む時豫て布教した美濃飛驒の地方を説いて、その歸服を速からしめたことがある。後讒言に遭つて忍藩に幽閉され、十月赦されて東京に住ふことになつた。遂に仕途に意を絶つて、専ら教化に従事した。其の教は神道と儒教とを折衷した、國家的實行的の道であつて、其の目的は外來宗教の侵入から起るべき國民思想の動搖を防がうとするにあつた。武藏國與野町に在る門人が、始めて土地を寄附したからして、本部を其の地に置いて、漸次教勢の擴張を圖り、十七年九月その初代管長となつた。二十四年三月、特旨を以て從五位に叙せられ、三十五年十一月二十五日病歿した。享年七十四である。著書には門人の筆記に成る『教道大意』數卷がある。

本派の管長は世襲であつて、大司徒と稱する教師等級を有するものである。二代邦貞は實實剛毅の風があつた。大正九年九月、嗣子邦達氏が其の後を襲いで第三代の管長とをつた。

(教旨) 本派は神儒二教を調和したものであつて、其の立教の精神と教義の内容とは、略ぼ左の

三條によつて盡されてをる。

一、宇宙間の森羅萬象、即ち人間も道德も皆、造化三神の靈によりて生ずるものであるから、人の心魂は此の天神と同一體である。本派の教は此の貴重至善なる心魂を愛養保存するに在る。

二 諾冉二尊は、天神の命を承けて、此の國家(人畜草木の一切を含む)を修理固成し給うた故に修理固成は宇宙進化の原理であつて、實に人類の發達、社會の進歩を圖る唯一の道である。

三、修理固成は、人々着實に道德を務め、一家社會を經營する方法であるけれども、天照大神の光華明彩の德に則つて、其の目的を完成しなければならぬ。

是によつて、本派の信徒は行住坐臥、修理固成光華明彩の八字を念唱して、一生の安神を定めべきものとしてをる。

教祖は儒教の根源が我邦に出たものであると信じ、彼我の水土氣質が相肖てをるからして、其の教も亦暗合する所があるのであると解釋し、我が造化の三神は彼の上帝と同じく、彼れの天と

稱するものは即ち我が高天原の事であると説明し、五倫五常は畢竟、修理固成の大原理から出たところの道に外ならぬと述べてをる。

(主神) 本教の主祭神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神(以上は即ち造化三神)伊邪那岐神、天照大神、及び天神地祇八百萬神であつて、別祭神として伊邪那美神、祓戸神、風神、塞神、水神、火神、木神、金神、土神、保食神、大穴牟遲神、少毘古那神、石長毘賣神を併せ祀つてをる。

(布教方法) 本派一切の事務を統轄する所を教務局と稱し、埼玉縣北足立郡與野町に在る。東京府本郷區西片町三番地には、其の出張所と祠宇とがある。各府縣には教務分局を設け、各郡には教務支局が置いてある。又講社組織の信徒團體を單に社と稱してをる。

本派の教旨は専ら着實と勤儉とを尙び、奢侈と放逸とを排するからして、祖先傳來の土地家財を増殖し、心身の健全を圖り、社會の秩序を維持するに勉めようとしてをる。又信者の請によつて、必要に應じて、卜占禁厭祈禱をも行うてをる。管長は巡回布教の外に、毎年その祭神々號表に心得書を添へて派内に頒布してをる。

機關雜誌としては近來、毎月一回「修道」を發行してをる。

(現況) 本派は目下支局が四百〇三、男女の信徒が四十四萬五千九十九人である。海外にはまだ布教の見るべきものがなく、内地に於ては、時々布教員が巡回して其の勢力の維持扶殖に努めるに過ぎないが、静岡縣、愛知縣地方は比較的優勢な地盤である。

8 神習教

(成立) 神習教は芳村正秉の開く所であつて、同教では之を惟神の道とも不言の教とも云うてをる。蓋し近世の思想界を慨嘆して、物質界と精神界との調和を圖り、宗教と政治及び道德との一致を明かにしようとして立てた教である。同氏以爲ふには、神道の根源は天之御中主神の造化に發し、高皇產靈神と神皇產靈神の氣化に行はれ、諸尊と再尊の體化に成つて、天地と共に成立した。ついで諸尊之を天照大御神に傳へ、大御神は之を邇々藝尊に傳へ、而して歷朝の天皇は之を玉體に繼承して、神明と同床共殿になされ、御躬ら物忌法を修し、神事法を行つて、顯幽即ち此の世界と神の世界とを結び、宗教と政治、道德を連ね給うたから、物質界と精神界とは全然貫通

の妙を得て、互に背戻するところが無かつた。然るに佛教が隆盛を極めてから、神道の宗教的方面（幽）は所謂兩部神道によつて維持されたけれども、政治、道德の方面（顯）は漸次閑却されてゆくことになつた。近世に至つて、神道の復古を唱へるものが起つたけれども多くは其の宗教的方面を忘れて、一個の學藝となつてしまつた。斯くて顯幽一貫の契理は既に世人の腦裏を去り泰西の物質的文明が入込んでからは、此の理がいよゝ暗くなつて來た。此の時に當つて、上古朝廷の祭祀の職に與つて、物忌法、神事法を授任され、大中臣家の道統を再興し、其の祕法を發揮する事は、其の後裔たる余輩の務めであると、かう自覺したので、明治初年以來、熱心その説を主張し、屢々斷食難行して道を修し、終に神習教を創始して、十三年十二月、一派の獨立を允許されたのである（案するに、徳川幕府時代の末に禊教の開祖井上正鐵と同時に、賀茂規清即ち梅辻飛驒守といふ者が出て、一派の神道説を唱道し、之を烏傳神道また神習教とも呼んでをつた。其の教義が稍々之と似通つた點が無いでもない。彼と此との間に、何等かの關係が伏在してをるやうにも見えるが、未だ判明しない）

（教祖及管長） 教祖芳村正乗は、字を均卿といひ、陽州と號した。其の居を天遷閣と稱し、美作

國上福田の人である。天保十年九月を以て生れた、山田方谷、丸川義三、河野鐵兜、京都堀河の伊藤家、及び春日潜庵、安井息軒等に學んで、經史詩文に通じ、傍ら國書唱歌を習うた。幕府の志士追窮の事が厳しくなつた時、鞍馬山に匿れて、靜座默想の裏に、忽然として神道に感通し、我が家は大中臣家の後裔であるといふ祖母の遺訓を追憶して、道統復興の念が、胸中に湧き起つた。併ら秘して俄に發しなかつた。爾來、家傳の祕書を讀破して、益その蘊奥を究めた。維新以來神道興立の機運が熟するや、氏は伊勢の神宮司廳に奉仕して神宮教院設立の事に與り、又神道事務局の開設に力を盡し、或は太神宮を東京に遷し奉らうとの議を排して、靈跡の動かすべからざる事を痛論し、或は神佛合併の大教院建設に反對して分離説を主張したり、其の布教と相俟つて、其の功勞の多とすべきものがあつた。一日、皇太神宮に神道の歸趣を伺ひ奉つて、惟神の語の靈告を得たと稱し、粒食を絶ち、湯氣を吸ひ、諸山を跋涉して、難行苦行することが三年であつたが、一朝豁然として神明の感格を得たといふことである。斯くて神習教を創始し、自ら其の初代管長となつた。著す所には『教苑花實』『宇宙の精神』各二卷、『記紀神名表』『神道三道圖說』『神秘詞』『神事詞』『神拜詞』『寶祚明鑑』『神習教四局開設主義』各一卷等がある。又野口珂北氏の

著した教祖略傳には『天僊閣文集』『同類集』『同詩集』等を抄出して附録としてをる。

本教の管長も亦世襲制であつて、第二代の管長は芳村忠明氏である。

(教旨) 本教の主張は幽教即ち宗教と、顯教即ち政治(道德を含む)とを調和しようとする所に在るのであつて、概して言へば、神秘的、内觀的の宗教である。而して其の教義は神事法と物忌法とを主とし、共に天神地祇の神律、記紀二典、歷朝の儀範、及び大中臣家の遺訓相傳によつて之を施行するものである。教祖は「四局開設主義」の中に、左の如く述べてをる。

神事は不言の教にして、神道の實事なり。之を約言すれば、邪偽を去りて至誠に復するの道なり、其の之を修むるや、先づ物忌法を勤めて、食色飲酒を節し、祓除法を行ひ、神氣形體の穢濁を洗滌し、而して後神思を凝し、精誠を致して、天地の御柱と對峙し、身を兩間に卓立して天に偏らず、地に倚らず、凝氣鎮魂、以て天空に逍遙し、眼を開きては、顯世の形理を視察し、眼を閉ぢては、幽世の幽理を感覺し、幽顯一致の實境を自得して、遂に造化、氣化、體化の蘊奥を極めなば、始めて天神地祇と相往來するの妙境に至らむ。其の鎮魂の傳、十種神寶の傳、掛卷の傳の如きに至りては、實に神明不思議言語文字の、苟も能く名狀し得べきにあらざれば、學者宜

しく實踐實行して、以て默識神通すべし。是時始めて惟神言舉せずと云ふ理を知らむ。

一讀して其の内觀的、神秘的な教であることが知られよう。教祖が嘗て神道悟入の法を説いて「神を知らんと欲せば、先づ自己の精神を知るに在り」と述べ、又宗教各派が相敵視するのを難じて「此の精神もと天神と一體なり。何の彼我か之あらん」と論じた如きは、自ら陽明學の感化を想像せしめるものがある。

本教の所謂神事には内外の區別がある。更に一級から八級に至るまでの修行上の差等があつて、之に關係する傳授が極めて多い。是等の秘密行法の半面に於ては、博施濟衆の方法を設け、厚生利用の道を圖るところの實際規定の存してをることは、彼の實行教や扶桑教などに同じい。

(主神) 神習教本祠に鎮祭してをる所の主神は天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、伊弉諾尊、伊弉冉尊、天照大御神、歴代の皇靈、及び天つ神國つ神であつて、相殿には御嶽三柱の大神と稱する國常立尊、大國主尊、少彥名命及び饒速日命、底筒男命、中筒男命、表筒男命を奉祀してをる。

(布教方法) 教内一切の事務を總理する所を神習教大教廳と稱して、東京府下駒澤村世田谷新町

(従前久しく神田今川小路二丁目五番地に在つた)に置いてある。祠宇を神習教本祠と稱して亦ここに在る。大教廳内には神事局(神事に關する全體の事を傳習講明施設する)宣教局(教義に關す一切のこと)祝部局(凶禮に關する百般の事)辨事局(教務上法律に關する萬般の事務を取扱ふ)の四局を設け、又御嶽教會の本部を置いて、其の教務をも管掌してをる。蓋し御嶽教、修成派などと同じく、木曾御嶽山の行者を督するのである。

地方に本廳出張所、分支教會、直轄教會及び講社等を設けて、其の信徒の團結を圖り、布教に従事することは、他派と同様である。本教が神秘的、内觀的であることは、既に述べた通りであるからして、盛に物忌法、祓除法、神事法、鎮魂法などを修し、また守札、神符、神供、神水等を授與してをる。

(現況) 本教が地方に設置してをる教會説教所の數は二百九十四、男女の信徒數は九十二萬五千八百八十四人に達してをる。本教の勢力地は、管長巡教の結果でもあらう、東北に其の根據を有してゐるらしく、福島、山形、秋田、宮城、茨城、群馬の諸縣に信者が最も多く、京阪地方が之に次ぐやうである。

9 神理教

(沿革) 神理教の起原は明かでないが、教祖の著された『神理教由來記』の言ふ所によると、其の源泉を饒速日命に歸し、命は本教の教理神術を天照皇大神より授かり、この國土に降臨して、大に神術を行はれたのだと云ふことであつて、十代の孫五十言宿禰と言ふ者が、五十音の言靈を明にし、よく神と通ひ、神術を知り、神字、神畫を創作した。其の孫以美伎連に至つて、豊前の規矩川上に天在諸神を祭り、神符を人民に授けて諸病を療治した。其の後十八代を経て巫部連麿に至つて教義を改正して子孫に傳へた。慶長元和の際に及んで、巫部の家は佐野と改稱し、豊前小倉に在つて布教に従事してをつた。然るに慶安の頃、切支丹宗禁制の餘波を蒙つて、淫祠の疑を以て其の布教を禁ぜられた。其の後教系再興の企てが有つたけれども成らずして明治に至つたかくて饒速日命から七十七代に當る佐野經彦が立教に奔走し、明治十三年七月始めて神理教會の開設を許可された。十七年十一月、神道本局の直轄教會に屬し、二十一年十一月、更に御嶽教の管轄に移つたけれども、教義が異つてをるので、二十七年十月に至つて、漸く一派の獨立を遂げ

たのである。

(教祖及び管長) 此の派では、饒速日命を高祖と稱し、五十言宿禰を宗祖といひ、以美伎連を先祖と呼び、巫部連鷹を中祖といひ、佐野經彦を以て教祖と仰いでをる。

管長は世襲であるけれども、總會の決議を以て定められた丁年以上の男子たることを要する。教祖經彦は即ち本教初代の管長であつて、豊前國企救郡徳力村の人である。明治三十九年十月世を去つたので其の嗣子佐野伊豆彦氏第二代の管長となつた。

(教旨) 本教々規第一章に示すところの三個條の教旨は、最もよく本教の性質を明にしてをるから、左に之を引用しよう。

第一條 本教ハ高祖ノ遺教ヲ奉ジ、言靈ヲ明シ、神理ノ教義ヲ明徴ニスルヲ以テ本旨トス。

第二條 本教ハ一向専心、天在諸神ノ無量不測ノ妙靈、顯幽無二、天然固有ノ理法ヲ尊奉シ、安心立命ヲ旨トシ、神氣ヲ呼吸シ、神人同感ノ至誠ニ契合シ、百難萬病ハ心ヨリ生ズル故ニ、心ヲ正シク、行ヲ直フスレバ、百難自ラ消除シ、萬病乍チ平癒シ、行ハ成リ、祈レバ驗アリト決定シ、理ニ合ハザルコトハ言フコトナク、行フコトナク、口ニ唱フル事ハ、一念之ヲ守リ、身常ニ

之ヲ行ヒ、虚禮ヲ捨テ實務ニ就クヲ主トス。

第三條 本教ハ君父ヲ蔑視シ、子孫ヲ斷絶セシムル如キ異端邪說ヲ排斥シ、大義名分ヲ明ニシ、報本反始ノ禮ヲ厚クシ、饒速日命ノ遺教ヲ承ケタル五十言宿禰ノ古傳ニ係ル五十言傳ナル言靈ヲ振起シ、國風ヲ振興スル爲メ、神字神畫ヲ教授シ、禮法ノ古道ヲ保存スル爲メニ、神樂、活花、茶法ヲ恢復スルコトニ意ヲ止ムルモノトス。

是に由つて、本教が少からず他教と其の趣を異にすることが知られるであらう。従つて、其の教祖の定めた施行細則には、鑽魂、禁厭、祈禱及び卜占等に關するもの、外に、「形を以て神徳を諭し、神宣する」所の神樂、「神代の遺風」であつて「天地自然の神理を備へたる」所の活花、及び「神理の古法式にして、吾國禮法の一部」である茶法に關する細則が設けてある。又俳諧を以て所謂言靈學を天下に示す一端となし、其の祖が嘗て芭蕉の門下であつた廉を以て、斯の道の興立を圖り、更に紙力を以て本教の發展に關係があるとして野見宿禰を祭り、且力士加盟に關する細則が存してをる。

本教では父かの明治五年の三條の教憲を奉戴し、更に、教師以下一般の信徒に對して、左の十

項の教誡を示してをる。

- 一、神の心にそむくことなかれ。
- 二、祖恩を忘るゝことなかれ。
- 三、政令にそむくことなかれ。
- 四、禍をさけ病のゆる厚き神徳を忘るゝことなかれ。
- 五、世は大なる一家なることをわするゝことなかれ。
- 六、己の身の分限をわするゝことなかれ。
- 七、人は怒るとも己は怒ることなかれ。
- 八、家業を怠ることなかれ。
- 九、教の咎人となることなかれ。
- 十、外の教を信することなかれ。

(主神) 本教では天在諸神又は天地の祖神と稱して左の十八柱の神を祭つてをる。而して中に就いてはじめの造化三神を尊崇して、天之御中主大神は、宇宙の至中の神、至靈の神、至美の神、

至善の神、神に神たる至尊の神とし、高皇產靈大神については、「第一の徳によつて、のほり、はりだし、のび、ひろがるの徳の神」であるといひ、神皇產靈大神については、又「第一の徳によりて、くだり、ちよみ、しめる、おさへるの徳の神」であると解してをるのである。

天之御中主神、高皇產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿志訶備彦遲神、天之常立神(造化の首)、國之常立神(月界の神)、豊雲野神(水星の神)、宇比遲爾神、須比遲爾神(土星の神)、角枝神、活枝神(木星の神)、大戸乃遲神、大戸乃辨神(火星の神)、而足神、綾惶根神(金星の神)、伊邪那岐神、伊邪那美神(人類の始祖)、天照大神、

又左の十一神を配祀してをる。

月夜見神(月界の主宰神。素盞鳴神の一名)、豊受姫神、經津主神、武甕槌神、大國主神、少彦名神、祓戸大神、野見宿禰命(力士の祖神であつて本教守護の神)、巫部大祖忍穗見命、鸕速日命、産須根大神、

(布教方法) 本教一切の事務を管理するところを大教廳と稱して、福岡縣企救郡企救町大字徳力に在る。全國に亘る本教の教區を十一に分ち、各教區に於いて教務を分轄する所を別分支院又は

出張所と稱してをる。東京には本郷區須賀町廿三番地に出張所があつて東部の布教を取締つてをる。各教區には信徒を以て組織した教會講社を設けて、布教を圖り、一方月毎に機關雜誌「神理」を出して宣傳してをる。近來、更に各地の信徒間に青年會、婦人會、子供會などを設立し、救濟事業として免囚保護を目的とした樹德會といふものを開設してをる。

(現況) 本教は教會説教所が二百〇九、教徒が男女合計十四萬六千二百八十人、信徒が同百二十七萬〇五百八十三人あるが、比較的優勢な地方は福岡、長崎、岡山、兵庫、愛媛の五縣である。近來、朝鮮の布教も着々として進んで、京城、釜山、元山等は相應に効果を擧げるやうになつた更に又、浦鹽斯德や、大連、滿洲等にも手をつけようとしてをる。

10 禊 教

(成立) 禊教(ケイケウ)は禊祓によつて心身の罪穢を清める教法であつて、井上正鐵の開いたものである。正鐵は江戸の人であつて、黒住教の教祖黒住宗忠よりは十年ばかり後れて世に出て少壯から諸國を巡つて、多年の間武技を練り、精神を修養して歩いた。父正鐵の救世の遺志を繼ぎ、

又白川伯家の神道を傳習して、遂に神明加護の信仰を體得したのである。之は天保年間の事であつて、正鐵は千住在梅田村の神明宮に於いて、其の教を擴めてをつた。其の教は専ら祓を唱へ、又長息の妙法と稱するものによつて、無念無想の境、自ら神明と感應して、そこに安心立命を得また心身の病患を去るといふにある。そこで其の教旨を慕ふ者が漸く多く、殊に鰥寡孤獨、貧窮疾患の者が、少からず其の救濟を請けに來るやうになつた。正鐵は其の篤い信仰と深い慈悲とによつて、彼等を我が家に養うた。

是に於いて中傷浮説が盛んに起り、遂に寺社奉行の糾問となり。更に遠流の嚴命となつて、天保十四年五月二十九日に三宅島に放たれた。正鐵は配所に在つて島人を導き、又書を以て故郷の門人に教へ、其の教旨が愈々明かになつて來た。然るに、嘉永二年彼の地に歿してから、其の教は終に統一する機會を得ないで、そのまゝ明治に及んだのである。

斯くて明治五年八月に門人東宮千別、村越鐵人等が相謀つて吐善加美講を起して教部省の許可を得、翌年禊教と改稱して、東京淺草區小島町に其の本部を置いた。又一方に、坂田鐵安等は下谷區西町に於いて、同八年、惟神教會禊社を建設した。此の兩派は共に正鐵の教旨を奉ずるもの

であるが、種々の事情によつて調和が出来ないので、前者は其の成立上平山省齋等の補助を蒙ることが多かつたからして後來大成教に屬し、後者は漸次發達して、終に今日の禊教となつた。即ち二十七年十月十九日、坂田鐵安の子安治の時に至つて、獨立の認可を得たのである。

(教祖及び管長) 教祖井上正鐵は安藤眞鐵の二男であつて寛政二年八月四日江戸に生れた。幼名喜三郎といひ、後に式部と稱し、又東園と號してをたつた。他家に養子となつて井上の姓を冒したのである。父の眞鐵は安房國平群郡瀧田村の人で、國學を賀茂眞淵に學び、濟世の志が深く、或は禪を修し、或は神儒佛の書を究めて精神を凝し、晩年同志を集めて救世濟人の道を講じ、遂に唯一神道(儒佛渡來前の純粹な神道の義で、吉田家の唯一神道と同一ではない)の奥義を發明した。其の終に臨んで正鐵に向つて「汝は我が志を紹いで神の運を明かにし、而して世の人を精神的に救濟せよ」と遺訓した。

正鐵は幼少の時、常に此の父の傍に寢て、其の救濟法に耳を傾け、十八歳の時、根津の鐵輿禪尼について禪を修し、翌年から四方を漫遊して、武者修行に心身を鍛鍊し、甲府の醫家磯野弘道の門に遊んで古醫道を學び、伊勢に往つて京師に觀利家水野南北に就いて種々の相法や調息術な

どを傳受した。南北は正鐵が濟世の志有ることを徹見して、之に教へて「限り有る力を以て限り無い事を計るよりは、専ら盡きることの無い天祿を得るやうに志して、以て衆を濟ひ、人を郵むに若くはないのである」と云うた。正鐵は之を聞いて大に悟る所があつた。天保四年の比、下各池の端に秋元侯に仕へてゐる一老媪があつた。正鐵は其の宿徳の高く信心の篤いのを聞いて、又その教を承けた。翌年四十五歳の時上京して神祇伯白川王家の門に入り、唯一神道初傳の式を受けて歸つた。之れより後その教旨を以て世に立ち、専ら信仰の靈驗を説いた。蓋し信仰は水野南北の所謂天祿である。同十一年四月、武藏國足立郡梅田村神明宮の神官となり、益その教を主張した。是に於て誹謗が起つて屢ば法難に遇うた。仍て正鐵は『唯一神道問答書』二卷を上つて其の教義を辯じたけれども、終に容れられなかつた。かくて天保十四年三宅島に流され、嘉永二年二月十八日配處に歿した。享年六十一である。後明治二年二月免罪の命が有つたによつて、梅田村に改葬し、十二年十二月下谷西町に井上神社と祭られて、禊教の守護神となつた。(「中央史壇」大正十一年十月特別號所載拙稿「黒住宗忠と井上正鐵」参照) 門人坂田安治は初代の管長として明治二十七年十月十九日に就職し、二代乾久三郎三代柴眞住氏を経て坂田實が現に其の第四代管

長である。本教の管長は六級以上の教師中から之を公選するのである。

(教旨) 本教は禊祓みそはらへの神教を擴充するのを以て、本旨とするものであつて、禊祓は神代卷に見える伊邪那岐神と須佐之男神の故事に起因し、中世以降は神祇伯白川家の秘法として傳へられてをつた。蓋し禊祓といふものは心身の汚濁を洗滌して、正明に復歸する道である。人は何人でも罪と穢れの無い者はない。たゞ此の禊祓によつて其の罪惡を清めることが出来る。教祖は常に「我が日本第一の至寶は三種の祓である」と云うてをつた。三種の祓とは即ちトホカミエミタメハラヒタマヒ、キヨメタマフと稱する詞であつて、天照大御神が皇孫命にお授け遊ばされた三種の神器の威徳を以て、罪咎崇りを祓うて、神と等しい徳を身に授ける所のものである。人が若し一身の安危を神明に任せる底の誠を持して此の詞を唱へたならば、渙然として其の心身の清明を覺えるであらう。

本教の信徒たる者は左の誓詞を確守することを要する。之を宇氣比うけひ恭登こみやとと稱する。

- 一、神を敬ひ天皇を尊び奉る心は動かさじ。
- 二、朝夕に神を拜む事は忘れじ。

三、外國の異教に惑はじ。

四、國に報い奉る爲め家の業怠らじ。

五、教祖の大人の教言には背かじ。

教祖の精神と思想とは其の「問答書」二卷と「遺訓集」六卷によつて、最もよく之を窺ふことが出来る。彼は神道を大本とし、儒佛二教を羽翼とする主義を執り、人類の病苦煩悶を去るには、一に深厚な信念に待つ外はないと信じたのである。

(主神) 本教の主神は左の如くである。

天之御中主神

高皇產靈神

神皇產靈神

天照大御神

伊邪那岐神

須佐之男神

以上の四神を造化の神
皇大神と稱し奉る。

以上の二神を禊祓の
主神と稱し奉る。

大國主神……………幽冥主宰の神と稱し奉る。

祓戸神……………祓事を掌りたまふ四柱の神。

産土神……………土地人民の吉凶禍福を司り給ふ神である。

井上正鐵の神靈。

(布教方法) 本教の教務及び事務を處理する所を神道禊教本院と稱して、東京下谷區西町二番地に在る。其の下に分院、支院及び教會が隸屬してをる。教會は教徒員千名以上あるものを直轄教會と稱して本院に附屬させ、千名以下のものは普通教會と稱して本院又は分支院に屬させることになつてをる。

(現況) 本教の教會説教所は四十個所、教師が男女を併せて約一千名、信徒が男女合計三十二萬一千五百人である。本教の最も優勢な地方は栃木、三重、靜岡の三縣である。

II 黒住教

(沿革) 余は之から幕末に起つた三教派について語らうと思ふ。元來、幕末は我が思想史上、

頗る重要な時期であつて、殊に神道教派の大半は、此の際に於いて、其の源を發したと云うてもよいのである。下に説かうとする三教派即ち黒住教、金光教、天理教は、前述の禊教と共に、其の教祖が何れも此の際に出て、齊しく其の教を唱道したものである。而して此の三教は皆、天啓的に其の教を開悟して、明に一神的傾向を示し、其の宗教的信仰の強烈な點に於いて、極めてよく類似してをる。

黒住教の教祖、黒住宗忠は備前岡山の人であつて、今村宮の神官である。(今村宮は天照大御神を祭り、現今縣社である)資性は温厚篤實であつて至孝の子であつた。文化九年の秋、その三十三歳の時、一週日の間に父母を喪つて、悲哀の極、遂に老咳の疾を得た。臥床三年、憔悴困憊して、屢ば死に瀕した。然るに一朝、豁然として謂ふには、心身を苦しめるのは眞に孝なる所以ではない、天地の靈に觸れて陽氣と生命とを捕捉しなければならぬと。そこで病軀を起して旭日を拜すると、心は光明に輝き、身は恍惚として、宛ら神の御手に蘇生したやうな氣分に満たされた。之れ實に文化十一年十一月冬至の日であつて、宗忠が三十五歳の時である。之は黒住教信者の所謂天命直受であつて、宗忠は茲に天啓によつて其の教を開いたのである。(之より先き三月十九日

にも、突然病褥を出で太陽を拜した。或は此の時を以て天命直受の日とするものがある。けれども此の時は病が猶全く癒えなかつたのである。

宗忠は一旦覺然として天照大御神の全能洪徳を感じて、絶對の信仰を得てからは、全く陽氣の人、樂天的の覺者となり、日夜、嬉々として其の有難き道を説き、或は盲者の明を開き、或は天刑病者を治し、或は海上に風波を鎮めるなど、屢ば奇蹟を現した。こゝに於いて、其の教に歸するものが漸く多く、先づ岡山藩士中に少からぬ信者を得たので、甚しい迫害障壁にも遇はないで備前、備中、美作の三國に布教し、三十七年の間、孜々として其の福音を宣傳した。石尾天丁、河上忠品、時尾宗道、赤木忠春、森下景端などの高弟たちが、東西兩都を始めて、中國、四國、九州等に其の教を擴布するに勉めた。宗忠は嘉永三年を以て歿し、安政三年三月、宗忠大明神の神號を賜はり、文久二年二月洛東神樂岡に社殿を造營し、慶應元年十二月には勅願所とせられ。翌二年二月、從四位下の神階を宣下された。是等は主として、赤木忠春が京都に居つて、公卿縉紳の間に宗忠の教旨を傳へて、其の信任を得たのに由るのである。

明治維新になつて、此の教派は比較的に官邊の優遇を受け、五年、大教院開設の時も、之に附

屬することになり、其の八月二十二日に講義條目の施行を許可されて黒住講社と稱し、九年十月二十三日に至つて、別派を許されて黒住教派と稱した。越えて十五年十一月六日、更に黒住教と改稱し、十八年八月に教規を制定した。そもく宗忠の人格と教旨とは、甚だ高く且大きなものがある。然るに其の教を擴めるものが、往々に其の精神を覺らないで、布教の方法を謬るものが多く、少からず世の非難と輕侮とを蒙つた。是に於て四十一年二月二十二日、大に教規教則を改正して其の發展を圖つたのである。

(教祖及び管長) 教祖宗忠は安永九年十一月冬の日に、備前國御野郡中野村(今、御津郡今村となる)に生れた。幼名を右源次といひ、後ち左京宗忠と改めた。幼時から孝心が頗る深く、常に父母の名を顯さうと思ひ、人に接するには温厚寡言であつて、道を求める念慮が切實であつた。一朝父母に別れ、病患に遇うて天道開悟の人となるや、凡べて人は天照大御神の神靈によつて生れ、神靈と共に生くべきものであると信じ、其の萬有神教的、樂天的、(寧ろ法悅的)將た實踐的の教旨を説いて倦まないことが實に三十有七年であつて、嘉永三年二月廿五日を以て逝いた。享年七十一である。文久二年、神樂岡に社殿を營んだ後、明治十二年四月十四日に至つて、中野村

にも宗忠神社が建設された。宗忠は不立文字主義であつて著書を遺さなかつたけれども、門人に與へた書翰、詠歌及び其の講説を門人の筆記したものは可成りに多数で、「黒住教教書」第一輯、第二輯及び補遺として存してをる。近來、宗忠の人格を慕つて、其の思想を究めるものが漸く多く、我が思想界の偉人として其の價値を識認されるやうになつた。牧放浪氏の「黒住宗忠」桑田無堂氏の「黒住教祖の宗教」木山文學士の「偉人黒住宗忠」などを見ても宗忠に對する世の尊崇が、如何に深大であるかを知ることが出来る。宗忠の長男宗信、宗信の長子宗篤が初代管長として、明治九年十月二十三日に就任し、次男宗敬が二十三年六月十三日その後を襲いで第二代管長となり、三十二年二月廿二日に至つて、宗篤の長男宗子氏がその職を襲いだ。即ち現管長である。本教の管長は黒住教の宗家の戸主を以て之を繼承する規定である。

(教旨) 本教は宗忠立教の精神を奉じて、天照大御神の大道を宣傳するものである。宗忠は天照大御神を以て、宇宙を創造し、主宰して、萬物を生々化育せしめる靈徳(誠)を具へたまふ所の最高至貴なる唯一の神と信じ、人の心は其の分靈であつて、永劫に死滅することなく、其の光の障礙たる肉體(形、慾、我)の抑制を以て、永遠の生命——生通しを得る所以であると爲し、無然無

我で、一切を神に任せるのを以て、心が肉體を御して而も自ら生氣に滿ちる途であると説いてをる。本教に就いて修行する所の教祖神訓誠七ヶ條(即ち日々家内心得の事)といふものがある。其の目を左に擧げる。

- 一、神國の人に生れ、常に信心なき事。
- 二、腹を立て、物を苦にする事。
- 三、己が慢心にて、人を見下す事。
- 四、人の惡を見て、己に惡心を増す事。
- 五、無病の時、家業怠りの事。
- 六、誠の道に入りながら心に誠なき事。
- 七、日々難有事を取外す事。

更にまた、教の五事と稱するものがある。即ち、

- 一、誠を取外すな。
- 二、天に任せよ。

- 三、我を離れよ。
- 四、陽氣になれ。
- 五、活物を捉へよ。

といふ教である。これは全く宗忠が其の實驗がら得た、宗教的、道徳的の綱領であつて、各項それ／＼細目が有つて信徒の實踐に資してゐる。尙また精神修養の方法として、左の二條が設けてある。

- 一、心は大磐石の如く押し鎮めよ。
- 二、氣分は朝日の如く勇ましくせよ。

這般の條目は、宗忠の門人たちによつて、かく歴然たる體系を取ることが出来たものであるけれども、誠によく宗忠の信仰と思想とを表白してゐるものといふべきである。

(主神) 本教に於いては、天照大御神を主祭神とし、外に八百萬神と教祖宗忠神とを奉齋してゐる。

(布教方法) 本教の布教機關は大教會所、教會所、講義所の三つに分れてゐる。大教會所は一

ヶ所に限り、岡山縣御津郡今村大字上中野(岡山市外大元)に在る。こゝに又本廳と教育機關とが附設されてある。教會所は信徒數が百戸以上結集した地に置いて、本教に屬する者の祖靈を祭祀する。講義所は兩者の下に設けられるもので、宣教、禮典の施行を事とする。東京市本所區横網町一丁目本所教會には本廳の假出張所がある。

・本教の信徒は互に道連みちづれと稱してゐる。道連みちづれ即ち信徒とならうとする者は、教祖の瀬踏に従つて永生、道の修行を怠らない事を誓ひ(而して、一、教祖神の信仰を體し、其の信仰に依り、社會の一員として人になるの道即ち神になるの道たる事を深く心懸くべき事。二、道連相互に修行相勵み、自己の信仰を以て家族を卒る、神國の意義を明かにすべき事。といふ二項を守るのが教則である)神文を捧呈して神文衆といふものになる。修行が積んで賞書衆となり、更に天心衆となるのである。賞書衆と天心衆とは禁厭まじかひを授ける。禁厭まじかひば宗忠に在つては奇蹟的の効驗を示したのであつた。

各教會所、講義所、また信徒の家で毎月日を定めて説教や講演を開いてゐる。また本教の教育機關たる黒住教々師養成所と地方の教會所では去る明治四十二年三月から大正十年三月まで、本

教の教師信徒のために既に百九十四回の講習會を開催してをる。御津郡石井村の私立關西中學校は本教と深い關係を有してをる。

本教々師中の熱心家は近來社會教化運動を試み、先づ活動寫眞を以て其の事業に著手してをるものがある。機關雜誌としては「黒住教日新雜誌」を毎月一日に發刊してをる。(最初は「國の教」と題し、ついで「經世雜誌」と改め、更に今の名となつた)

(現況) 本教には目下、教會所及び講義所が四百八十一個所、信徒が男女合計五十一萬九千三百一人ある。内地で優勢な地方は北海道、畿内、山陰、山陽、四國、九州の順で、諸方に散布してをる。大連、奉天、撫順にも教會所が設置され、布哇の加哇島にも、南米にも多少の信徒がをる。

12 金光教

(成立) 金光教は備中國の人金光大陣の開いた宗教であつて、俗間の迷信を打破する目的を以て起つたものである。抑も方位に迷ひ、五行に拘はり、觀相といふことに溺れ、占星といふことに泥むのは、中古以來我が一般社會の通弊であつて、特に無識階級に於ける痼疾である。大陣は

痛く此の弊害を歎いて、之を救済しようとして決心し、専心、神意の在る所を求めた。時に天保十二年、其の二十八歳の頃である。越えて嘉永五年三十九歳の時、始めて、天地の眞理が人の心と離れて居るものでなく、神の聖志が人に惠むの外なきことを大悟した。即ち所謂顯幽感通の妙域に到達し、天地の主たる金神(後に天地金の神と稱する)は人類の大祖であることを信するに至つた。其の後安政六年十月二十一日に立教宣傳の神託を受けたので、家財を去り、木綿崎(備中淺口郡三和村大谷の勇崎)の山麓に六疊の一室を構へ、此に端坐して神託直受の教を説き、一步も外に移さなかつた。斯やうにして、世俗が日柄や方位の崇り神としてをる金神に對する眞正な信仰を復活闡明した。「今よりは何事にも方位は忌まず。我が教の昔に復れよ。普請作事、縁談縁組その外、何事にも日柄方位は勝手なるぞ」と斷言した。此の迷信と風習とに對する自由解放は、痛く四方の修驗者、賣卜者、方位家、相家などの反抗を惹起し、少からぬ迫害を蒙つた。當時神祇に仕へるものば神官、僧侶、修驗者に限られてをつたからして、布教上これらの譴誣を避けるために、慶應三年二月、神祇伯に上願して、金乃神社を設けて、其の神官たる許可を得た。併ら當時天下の曆書には年々彼の迷信の暗示若しくは其の目標を載せて公行するからして、大陣に

對する非難は依然として其の聲を收めない。後明治五年に宗教制度の改革があつてから、教導職たることを肯かなかつた大陣の教は、しばし其の宣布を禁壓された。而も其の誠實な主張は、遂に九年十月になつて、岡山縣令から公然布教の許可を受けるに至つた。かくて十六年十月大陣が歿した後、其の教を奉じてをる佐藤範雄氏、畑徳三郎氏等が一の教會を組織し、十八年六月、神道備中分局に隸屬して、金光教會と稱した。二十年更に神道本局の直轄に移り、教祖の二男金光秋雄、三男貫行の手に依つて熱心に經營され、地盤は自ら着々と鞏固となつた。是に於いて三十三年六月十六日、竟に金光教として一派の獨立を見るに至つたのである。

(教祖及び管長) 教祖は備中國淺口郡占見村の農香取重平の次男であつて、文化十一年即ち黒住宗忠が天命直受の年に生れた。幼名は源七、通稱は文次郎である。文政八年同郡大谷の川手衆次郎の家を嗣ぎ、のち赤澤國太郎と改め、更に立教の後になつて金光大陣と稱した(教祖には又藤井の姓もあつた)幼時から信仰の心が深く、二十八歳の時、叔父義兄並に三人の子が相ついで歿し、短日月の間に七つの墓の築かれたのを見て、其の凶事の餘りに、悲惨なのに驚き、占筮祈禱をするものについて其の原因を尋ねた。彼等ば皆金神の祟りであると答へた。教祖は一々之を

聽いて、更に所謂崇りの殘酷なのに驚き、且又、一般社會が迷信に束縛されて神意を解することが餘りに卑く、人類の靈能を信ずることが餘りに小さいのを歎き、却つて自ら金神に親み近かうと勉めた。かくて安政六年十月二十一日に至つて、信仰の門が豁然として開け、三十餘年の教説を経て終に明治十六年十月十日、安らかに逝いた。享年七十歳である。金光教祖人力威命と稱へて木綿崎山に葬られた。(教祖のことは碧瑠璃園の「金光教祖」佐藤範雄氏の「天地の大理」等に詳しい)教祖の二男秋雄は即ち本教成立以來の首長であつて、獨立の後に初代管長の職に就き、教祖の名を襲うて、又金光大陣というた。現時の管長は第二代金光家邦氏である。久しく副管長職に在る金子攝胤氏は同教徒の崇信暗かざる人である。本教の管長は、教祖の子孫であつて金光の姓を冒し、教會長たる者から之を選定することになつてをる。

(教旨) 本教は教祖立教の主旨に則つて、人類と一切萬物との大祖たる神の信仰を鼓吹し、天地の大理を明にし、顯幽の一教を説き、以て死生の安心を定め、愛國の精神を養ふに在る。教祖の教へは「神誠眞道の心得」十二條、「道教の大綱」二十條、「信心の心得」五十條あつて、何れも平易質實な言葉を以て述べられ、専ら信仰の威力と靈驗と歡喜とを語り、また平生の視聽言動を

訓誡して、實踐道德に關するものが少くない。而して往々黒住教祖の訓教と相類似したものが多
いのは、比較研究上、注意すべき點である。今次に右の八十二條の中から、數條を抽出して、本
教々旨の一斑を示さうと思ふ。

- 一、神國の人に生れて神と皇^{きみ}上との大恩を知らぬ事。(神誡)
- 一、天にまかせよ、地にすがれよ。
- 一、神は我が本體の大祖^{おや}ぞ。信心は親に孝行するもおなじ事。
- 一、大地の内に於いて、金の神の大徳に洩るゝところはなき事ぞ。
- 一、我が信ずる神ばかり尊みて、餘の神を侮る事なかれ。(以上道教の大綱)
- 一、神徳を受けよ人徳を得よ。
- 一、信心する人は何事にも眞心になれよ。
- 一、信心してまめで家業を務めよ。君の爲なり、國の爲なり。
- 一、天が下に他人といふ事は無きものぞ。
- 一、疑ひを去て信心して見よ。靈驗は我が心に有り。(以上信心の心得)

なほ本教の特色は、生神^{なまがみ}といふ信念にある。一切萬物を活^いして其の中に生命と意義とを認めて、
價値を發揮させるといふ點にある。精神上の悪を除く外には一切の「けがれ」なるものを認めてを
らない。又低級な種々の迷信を排して、専ら神の靈驗^{たまげ}を信ずる。それ故本教では守札等は一切川
ゐないことになつてをる。従つてひたすら金神にまかせ信心にすがつて祈禱なるものは行はない。
次に本教では淨財の上に立つことを以て主義とし、妄りに寄附^{まけ}勸化^{くわんげ}などをしない。新しい信徒の
家に入入して信仰を強制することも禁じてある。又奉仕の貫徹、心の修行に重きを置いて、神前奉
仕に感激の生活を開展することを大事とし、之を結界奉仕と稱してをる。(なほ本教の性質を知ら
うと思へば片島幸吉氏の「教母片島せん師」佐藤範雄氏の「敬神崇祖憲政自治大精神」長谷川雄次
郎氏の「感激の信仰」等を見るべきである)

(主神) 本教の主祭神は、左の三柱である。

月乃大神

日乃大神

金乃大神

總稱して天地金の神といふのである。

なほ此の外に教祖神をも奉祀してをる。天地金乃神といふは、天地を造つて幽顯を宰る所の、宇宙の本體たる神を指すものらしく、教祖立教の経路を記念するために、特に金神と稱してをるのである。されば此の神は、もはや、最初の教祖の發心を促した所謂金神ではない。また教祖の信仰の發展につれて、金神の觀念も少からず變化したやうである。其の教徒の之に對する信仰は、勿論三神對立の形式ではなくして、全然唯一神教的である。

(布教方法) 本教の中央機關は本部であつて、岡山縣淺口郡三和村大字大谷に置かれ、教務を總管してをる。東京市神田區和泉町一番地には出張所を設け、又全國を十五教區に分ち、各教區に支部を置いて其の教區内の事務を掌理し、朝鮮には別に朝鮮布教管理所が設けられてある。

教會所は大教會所、中教會所、小教會所の三種に區別され、何れも齋殿を設けて、本教の主神と教祖神とを奉祀して、禮典を修行し、且教徒や信徒などの禮拜を許し、日夜宣教を爲してをる。宣教の方法には講話と定時説教とがある。また一齊布教、集注布教、文書傳道等を盛んにやつてをる。近來は宣傳部を設けて特別布教をも試みてをる。社會的事業としては青年會、婦人會、少年少女に關する會等がある。就中、金光教青年會は三千人の會員を有して活動してをる。幼稚園

も數多くある。各教會には大抵慈善救濟を目的とする會が備つてをる。佐藤一等宣教師の試みた敬神崇祖憲政自治の幻燈は皇太子殿下の台覽にも供せられ、又各方面から多大の喝采を博した。

本教の教育機關としては本部所在地に金光中學校がある。別に金光教々義講究所といふのがあつて、同教の教師を養成してをる、又東京牛込東五軒町に財團法人金光教青年寄宿舎が設けられてある。

機關雜誌としては、本部發行のものはないが、同教徒の間から「新生」「金光教徒」等が出てをる。また同教に關する書籍を出版するために教徒社といふのがある。

(現況) 本教の教會は六百六十四、教徒は男女合計五萬八千九百三十六人、信徒が同じく五十七萬一千五百三十一人ある。教徒、信徒は全國各地方に散在してをるが、其の最も優勢な地方は東京、大阪の二府、岡山、兵庫、福岡、廣島の四縣で、之に次ぐのは京都府と、愛知、靜岡、愛媛、山口の四縣、北海道及び朝鮮である。支那臺灣にも漸次信徒が殖えてゆくが、特に著しいのは關東州である。

(成立) 最も後に獨立して、最も多く世人の注意を喚起したのは天理教である。其の教理の形式が最も卑近であつて、其の信仰の熱度の最も高いこと、蓋し天理教の如きは稀である。今を去ること約百二十年前、大和國の中部に一女性がをつた。姓は前川、名を美支と云うた。天資頗る慈愛に富み、且信仰心が深かつた。けれども氣象はとかく沈鬱であつて、屢ば出家遁世の意を起した。十三歳の時、山邊郡庄屋敷村の中山善兵衛に嫁して固く貞操を守り、又善く隣人貧者を憫んだ。四十歳の冬、長男秀司が足を傷けて、病が甚だ重かつた。やがて夫善兵衛も眼疾に苦しんだ。當時、健康を損してゐた美支女は百方看護に努めたが、偶々性來の憂鬱がいよく増し、漸く冥想に耽り、人事を厭ふやうになつた。然るに翌年の冬、秀司のために祈禱してゐた際に、心身俄に異狀を現じ、言語動止も亦常人と異つた。彼の女は音容儼然として、其の夫に謂うた。「此の處の地は神の定められた地である。我は一切人類を救ふために來た。此の邸宅、財産並に子女は皆我に與へくれよ」之を聞いた衆人は皆怪んで、彼の女狂せりとなして、敢へて其の請求を容れな

かつた。美支女は三日三夜の間、端坐して神命を主張して止まない。人々は皆その威嚴に恐れ、竟にその教を遵奉することを誓つた。時に天保九年十月二十六日である。之れ天理教祖が人類救済の福音を齎した初めである。美支女はこれから後、脱然として樂天的の人なり、一意、神命を奉じて、人の困窮と病苦とを救ふことに努め、悉く家財を抛つて自ら貧困に甘んじた。是に於て其の徳化を慕ふものが日に多く、近きより遠きに及んだ。之を見て笑ふものは、或は狐憑となし或は狂人となした。之を見て妬むものは、其の職業に障るといふので、盛んに彼の女を迫害した。小泉村の修驗者不動院の如きは、數多の徒弟を引連れて來て、自ら白刃を揮つて之を威嚇したが遂にその神色自若たる態度に感じて、却て罪を謝した。又守屋筑前といふ神官は、其の博識に誇つて之を論破しようとして、却つて其の徳に化せられ、進んでその布教を助けることになつた。當時、守屋氏は神祇管領吉田家に隸屬し、大和一國神官の取締たる位置に在つたからして、秀司と共に吉田家に願出で、公然布教の許可を得た。これ慶應三年七月二十三日の事である。然しなから、美支女の信仰——即ち天理大神(また天理王の尊)と稱する絶對的の神に對する靈肉救済の願望と、神の御國(甘露臺)を地上に齎らさうとする努力は、熱烈な信仰として、痛く隣人を驚か

し、遠近から其の救ひの恩寵に浴しようとして來り集まれるものが、門前市を爲す有様であつた。こゝに於いて、深く當路者の注目する所となり、明治八年には奈良縣廳から召喚され、十五年には再び奈良監獄に繋がれ、十九年には樺本警察署に拘引された。斯やうにして、詰問監禁を蒙ることが、實に前後二十回に及んだ。けわども美支女は、其の徳が年と共に高く、其の教は愈々弘まつたからして、明治十八年、神道本局に屬して神道天理教と稱することが出來た。而も其の俄然として社會の下層に起つた大勢力は、大に世人の注意を惹き、其の教義の異様なことゝ、其の教祖が名も無い一女性である事とからして嘲罵と冷笑とを以て之を迎へる者が少くなかつた。美支女は二十一年に九十歳の高齡を以て歿したが、翌二十二年、天理教會の設立を認可され、越えて四十一年十月二十七日を以て、終に一派の獨立を見るに至つた。之れ畢竟、その勢力が既に充實し、教規教會に關する刷新の効が、著しく舉つて來たからであつた。

(教祖及び管長) 教祖中山美支は寛政十年四月十八日、大和國山邊郡朝和村大字三味田さみだに生れた。父前川半七正信は名字帶刀を許された豪農であつて、資性温厚篤實であつた。美支はその長女である。十三の時、重縁にあたる中山家に嫁ぎ、庄屋敷村に移つた。こゝが即ち後に天理教本

部の所在地となつたのである。實家前川氏は淨土宗の熱心な信者であつた。教祖が幼少時代に蒙つた其の感化は、蓋し少くなかつたやうに察せられるのである。又その實母絹子から稟けた慈悲の情も、その立教の素因となつたことは疑ひない。教祖は深く人を愛し、嘗て盜人を諭して歎なげするに至らしめたことがある。又或る時は乞食の乳兒を憐んで之を我が懷に暖めたこともある。又その夫の寵を得てをる惡婢の勸めた毒を服して而も愁毫も怨むところがなかつた。或は又、其の知人が多くの子女を失つて僅に残つた一子を病の床に横へてをるのを見て、躬ら進んで之を看護し、己れの命に代へて其の平癒を神に祈つたこともあつた。斯くて一旦天啓に接して、救世濟人の寵を宣布してからは、從容として幾多の迫害に堪へ、詢々として人を教へて倦まなかつたのである。七十歳の時、御神樂歌といふものを作つて教典に据ゑ、明治二十年一月二十六日、九十歳で永眠した。遺骸は善福寺に葬つたのを、二十四年になつて、豊田山に改葬し、壯大な墳墓を築いた。而して眞道彌廣言知女命と諡した。(教祖の詳傳については奥谷文智氏の「天理教祖講話」同志會編述の「天理教祖傳」碧瑠璃園の「中山美岐子」法學博士廣池千九郎氏の「十九世紀に於ける婦人の偉大なる事業」等に見えてをる)

教祖に一男五女があつた。男は秀司とひ明治十四年に歿し、第三女梶本春子の産んだ中山新治郎が初代管長となつた。中山管長は大正三年十二月四十九歳を以て歸幽し、秀司の女玉枝との間に生れた正善氏が第三代の管長となつた。即ち現管長であるが、まだ丁年に達しないので、山澤爲藏氏が目下その職務攝行者となつてをる。本教管長職は世襲制度である。

(教旨) 本教の主旨は、吾等人類の罪惡禍害たる慾を棄て、全智全能の神に信賴し、人々相愛し、俱に勤めて、幸福平和な神の國(甘露臺)を實現することにある。教典としては、教祖の遺した「御神樂歌」(世に十二下りと稱してをる。序歌一章十一節、本歌二章一百二十節)がら成つてをる)ばかりであつたが、獨立允可の際に、新に教典を製して十章を定めた。此の外、中山管長が教典の意をとつて作つた天理教歌といふものもある)

御神樂歌は、教祖が方言を交へて、極めて簡易に述べたものであるけれども、その間に自ら深遠な意義が含まれてをるやうである。今各章中から其の主要なものを摘出し、且つ教旨に従つて聊か之に略注を添へて置かう。

○惡しき(罪惡と禍害)を祓うて、たすけ給へ、天理わうのみこと。

○ちよと話し。神の言ふこときいてくれ。あしきの事は云はんでな(我が言フ所ハ、コレ皆神意デアツテ、決シテ謬妄ノ説ハナイ)この世のぢいとてんと(天地)を象りて夫婦をこしらへきたるでな。之は此世の始めだし。

○一ツ正月こゑ(天啓ノ聲)のさづけは、やれめづらしい。

○五ツいづれも附きくるならば、六ツむほんのねをきらふ。(我ニ從ヒ來ル者ハ、罪惡ノ根源ヲ斷滅スル)

○七ツなんでもこれから一筋に、神にもたれてゆきまする。

○五ツ何時も助けがせくからに(神ハ救済ノ恩寵ヲ垂賜フヤ、ゾカデアアルカラ)はやく陽氣になつて來い。

○九ツこゝは此世の極樂や。わしもはやく參りたい。

○四ツ欲のない者なけれども、神の前には欲はない(凡ベテ天理教デ欲ト云フノハ、八埃ト云ツテ、ほしい、をしい、かあゆい、にくい、うらみ、はらだち、たかぶり及ビ狹義ノよくノ八情ヲ指シテタル)

- 六ツむごい心をうち忘れ、やさしき心になりて来い。
- 七ツなんほしんぐしたととも、心得ちがひならんぞえ。
- 八ツ屋敷は神の田地やで(心ハ神ノ田地デアカラ、蒔いたる種子は皆はえる。
- 一ツ廣い世界をうち廻り、いつせんにせん(一洗二洗)で助けゆく。
- 十ドこのたび見はれた。病のもととは心から。
- 二ツ夫婦そろうて日の寄進 献身的労働)これが第一ものだねや。
- 蓋し本教の天啓は(一)教祖魂の因縁(教祖は生れながらに、教祖たるべき神魂の所有者であるといふ信仰)(二)屋敷の因縁(地場の因縁、本部の所在地を以て世界人類の創造された根源の地であり又將來神の御國たる所謂甘露臺の建設されべき神の約束地としての信仰)(三)しゆんこくけん(時到來の信仰)といふことを其の中心としてをるのである。此の信仰に對して、其の實踐道德の方面に於いて、左の三つの特徴が存するやうに思はれる。(なほ本教の教義については「御神樂歌述義」出水彌太郎氏の「天理教」道友社の「天理教々義要領」「道友叢書」(十二冊)廣池博士の「教徒として見たる天理教」小野靖彦氏の「教會發達史」大平隆平氏の「評註御筆先」等に詳しい)

1 夫婦の和合を重んずること。

2 人類の相愛相助を重んずること。

3 献身的労働を重んずること。

而して新教典は左の十章から成立してをる。

(一)敬神章。(二)尊皇章。(三)愛國章。(四)明倫章。(五)修徳章。(六)祓除章。(七)立教章。

(八)神恩章。(九)神樂章。(十)安心章。

(主神) 本教では國常立尊、國狹槌尊、豊斟淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶根尊、伊非諾尊、伊非冉尊、大日雲尊、月夜見尊の十柱の神靈を奉祀し、之を天理大神と尊稱してをる。

(舊教規には、大日雲尊の代りに大斗能地尊が加へられてあつた)これは教祖が天啓に接した時は等十柱の神靈が、代るく神憑りされたのに由ると稱してをるけれども、本教實際の信仰は、天理大神即ち所謂天理王の尊を對象としてをるので、全然唯一絶對的である。

(布教方法) 本教の教務を總管する所を天理教々廳と稱し、奈良縣山邊郡丹波市町大字三島に在る。教會を分つて教會本部と一般教會の二種としてをる。教會本部は三島に在つて、その本部

長は管長の兼務である。又一般教會は更に之を大教會(信徒一萬戸以上)教會(五千戸以上)分教會(二千戸以上)支教會(五百戸以上)宣教師(百戸以上)の五種に分つてある。

本教は大勢力を有する教派だけに、諸種の機關の設備と共に、各方面の社會的事業も可なりに發達してをる。殊に青年會、婦人會の見るべきものが少くない。又各地に方いて、講演會を開き工場などにも講師を派遣して其の道を宣傳してをる。併し惱める人を訪問して個人傳道をなすことが寧ろ本教の特色である。

教首機關としては丹波市町に天理中學がある。設備もよく整つてをる。又別に天理教校もあつて多數の教師を養成してをる。又本年四月からは天理外國語學校(海外布教師の養成を目的とする専門學校)、天理小學校、天理幼稚園、天理盲啞學校等も設立される豫定である。

機關雜誌としては本部から毎月一回「道の友」といふのが久しく出てをる。又本部青年の手に成る「地場思潮」といふのもある。地方各教會でも宣教師として十餘種の雜誌が見える。道友社といふ出版部の設けもある。

なほ本教の教師は大教正から權訓導に至る十四級に分れ、宣教、祭典、葬儀、祈禱、禁厭を執

行するものである。本教では神恩報謝の儀式として、信徒が盛んに神前に舞ひをする。御神樂歌はその際に之に合せて唱へる歌詞である。

(現況) 本教の教會は有力なるものが四百四十の多數に達し、教徒も男女合せて十二萬七千九十九人、信徒は同じく三百六十四萬三千四十七人を數へる。従つて全國到る所にその勢力を扶植してをるが、その最も優勢な地方は、大阪の四十萬人を筆頭とし、兵庫(三十萬)、東京(二十餘萬)、奈良(二十五萬)之に次ぎ、埼玉、愛知、徳島、北海道、愛媛等は何れも十萬人以上の信徒がある。朝鮮にも四十餘の教會がある、そのほか滿洲、青島、上海、臺灣等にも本教の信者は少くないのである。

【備考】

神道十三派の参考書については、佐藤誠實博士の「修正日本教育史」土屋詮教氏の「日本宗教史」西川光次郎氏の「神道綱要」と「神道教祖傳」小野清秀氏の「神道哲學」と「大日本之國典」大聖社編輯の「神道教典」大日本文明協會の「世界之宗教」丙午社出版の「三大宗教」松岡良友氏の「日本の宗教及其の現勢」藤田香陽氏の「神道各教派の表裏」伊藤洋二郎氏の「淫祠十一教會」伊藤圓定氏の「世界十大宗教早わかり」及び「國史大辭典」「家庭百科事彙」「哲學大辭書」「日本百科大辭典」等がある。「神道の研究」の中に述べた神社建築参考書として古塚正治氏の「吹き寄せ集」第二輯(神社建築の部)を追加する。

大凡、我國土萬物、皆天神之所生成化育、而我天皇從之惟神之道。自ニ大嘗祈年諸祭、其他庶政、悉無不レ在ニ愛國保民之意。故、人者、各奉ニ戴皇心、竭ニ其力、盡ニ其職、凡百技藝、各極ニ其術、繁ニ殖土物、供ニ給國用、以奉ニ我天皇、則上下一致、愛國之道成矣。蓋能敬レ神者、必能愛レ國。敬神體也。愛國用也。其實一而一、一而二。豈可ニ須臾離ニ乎哉。【神教綱領】

神道大綱畢

再版に臨んで

本書が各方面から少なからぬ讃辭を得たことは、著者にとつて誠に光榮とする所である。而も本書が匆卒の間に出來たがために、活字の誤植や記憶の遺漏などが相當に多かつたことは、著者の尤も苦痛とする所である。幸ひに再版の好機會を得たから誤植を訂正すると共に、神道研究の参考書等を追加したが、更に紙型改訂の困難を避けて、此に聊かながら増補訂正を添附して讀者の便益に供しようと思ふ。之は新しい出版者たる臼井書店主人の熱心を助成するためである。唯、本書が神道研究叢書的首編たる幸福を専らにするに止まつて、種々の都合から最初計劃された第二編以下の續刊を見ることが出來なかつたのは、返す／＼も遺憾の極みである。

【二五頁】此に田中義能著『神道本義』及び清原貞雄著『日本國民思想史』を追加する。前者は神社對宗教問題にも參考すべきである。

【二四頁】 近來、建築の趣味と研究と實際とが進んで來た結果として、神社建築に關する直接間接の參考書も追々現はれて來た。その中から此に齋藤龜吉著『神社建築構造法』を加へておかう。『日本百科大辭典』に伊東工學博士の解説してをる「神社建築」も簡にして要を得てゐる。又古く寶曆八年出版の木暮甚七著『新撰大工雛形』五卷も參考すべきである。

【二五頁】 神社文化史の參考書として清原貞雄著『神道と日本文化』を擧げておく。之はもと本叢書の第二編として出るべき筈の書であつたが、都台で極めて簡単な神道史を添へて、大鐙閣發行となつた。『日本交通史論』に收めてある八代國治述「神社と交通」の一篇も參照すべきである。

【二六頁】 此に『祝祭日と國旗の由來』（東京市役所著）と『大日本帝國國旗』（巨理章三郎編）及び大日本國旗普及會編『國旗と祝祭』を加へておく。

【二八頁】 こゝにも加藤熊一郎即ち咄堂著『民間信仰史』中山太郎著『日本民族志』松

岡靜雄著『日本古俗志』西村眞次著『民族斷篇』等を補ふ。

【六〇頁】 大社派と稱する以前、大社教會とも稱した。

【六四頁】 實行教も、初め實行社と稱し、明治十五年實行派となり、後實行教と改めた。

柴田花守には尙『本教大基』等の著がある。

【七〇頁】 扶桑教管長事務取扱——目下藤枝氏に代はつて岡次郎太郎氏である。

【七七頁】 大正十五年五月、中山忠徳氏が御嶽教管長に就任した。

【一一三頁】 金光教祖關係書類の中に、三浦關造著『聖者あらたに生る』を加へる。

【一二四頁】 天理教に關して、本書出版の後教界の注目を惹いた著書が二つ出た。その一つは關時發著の『天理教泥海古記釋義』であつて、他の一つは田中豊洲著の『天理教罪惡史』である。

【一二七頁】（備考）の中から大日本文明協會の「世界之宗教」を削り、別に小野清秀著『神道十三派』を追加しておく。

近來我が政治界乃至宗教界には神。社。對。宗。教。の。問。題。が。頗。る。や。か。ま。し。く。論。議。さ。れ。て。ゐ。る。著者は此の問題について曾て『神社對宗教』（加藤博士編）の中に私見を述べ、又昨大正十五年に「大正公論」八月號や「神社協會雜誌」及び「皇國」（全國神職會機關雜誌）の九月號にもそれに關する見解並に感想を寄せておいた。由來宗教には性質から見た學問上の用語と、態度から形容した修辭上の用語と、取扱から定めた制度上の用語とがあるのであつて、神社とその崇敬は、此の第一義から見れば宗教的要素を内在してゐるものであるが、第三義から見れば、教理、布教機關、信徒、教規等の條件を有しないからして、法律上、宗教として取扱ふ可らざるものである。神社に宗教的要素が有ることは事實であるが、神社及び崇敬の本質は全く日本民族の人情美を成さしめるにある。神社は日本民族の傳説的信念の傳承的表現であるからして、その基礎と背景に神道と民族性と國史と國體と而して國民生活を有してゐる。それ故、神社の崇敬は日本人の國民的情操を満足せしめる所にその特色がある。宗教的要素が存すると云ふことは事實であるが、そのみでは言ひ盡し得

ない日本人の生活組織となつてゐるのである。即ち神社の崇敬には重要な宗教的要素が内在してゐるが、日本の制度上之を宗教として他の宗教と同一に取扱ふことの出来ない理由と事實と必要とがあるのである。

著者 河野省三
 發行者 白井辨藏
 印刷者 正木正家
 印刷所 ユニオン印刷所

大正拾四年六月十五日 印刷
 大正拾四年六月廿日 發行
 昭和二年五月廿日 訂正増補再版

(定價金七十錢)



著者 河野省三
 發行者 白井辨藏
 印刷者 正木正家
 印刷所 ユニオン印刷所

東京市神田區南神保町十一番地

發行所

白井書店

振替東京二四〇六
 電話九段一九七一

313
507

終

